

# これまでの個人住民税の主な改正について (令和3年度第1回)

## 目次

論点メモ	1
個人住民税の仕組み	3
個人住民税に係る主な改正の経緯	9
(1) 均等割	11
(2) 所得割	15
(3) 収入金額所得計算、人的控除等(ライフコースや住む場所、 働く場所の多様化に対応した税制のあり方)	25
(4) 寄附金税制	42
(5) 金融所得課税	53

# 論点メモ

- 均等割のあり方
- 所得税から個人住民税への税源移譲と個人住民税所得割の比例税率化
- 個人住民税の充実確保に向けて
- ライフコースや住む場所、働く場所等の多様化に対応した税制のあり方
- 人的控除等のあり方
- ふるさと納税など寄附金税制のあり方
- 金融所得課税のあり方

# 個人住民税の仕組み

# 個人住民税の概要

- 個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもの。
- 個人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。
- 納税義務者は、市町村(都道府県)に住所を有する個人である。

平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税(所得割)への税源移譲を実施(約3兆円。平成19年度個人住民税から)  
 →5, 10, 13%の3段階から、  
 10%(市町村:6%、都道府県4%)  
 の比例税率へ移行

## 均等割 非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるもの

	標準税率(年額)
市町村民税	3,500円
道府県民税	1,500円

	税収	納税義務者数
個人住民税	約3,500億円	約6,400万人

※東日本大震災を教訓として、各地方団体が実施する防災施策に係る財源を確保するため、平成26年度から令和5年度分の標準税率が引き上げられている。

## 個人住民税

## 所得割 納税義務者(※)の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの(一律10%)

(※)非課税限度額の制度あり

	標準税率
市町村民税	6%
道府県民税	4%

	税収	納税義務者数
個人住民税	約12兆5,200億円	約5,900万人
(参考)所得税	約19兆1,700億円	約5,500万人

※県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲により、指定都市に住所を有する者は、道府県民税2%・市民税8%となる。

## 利子割

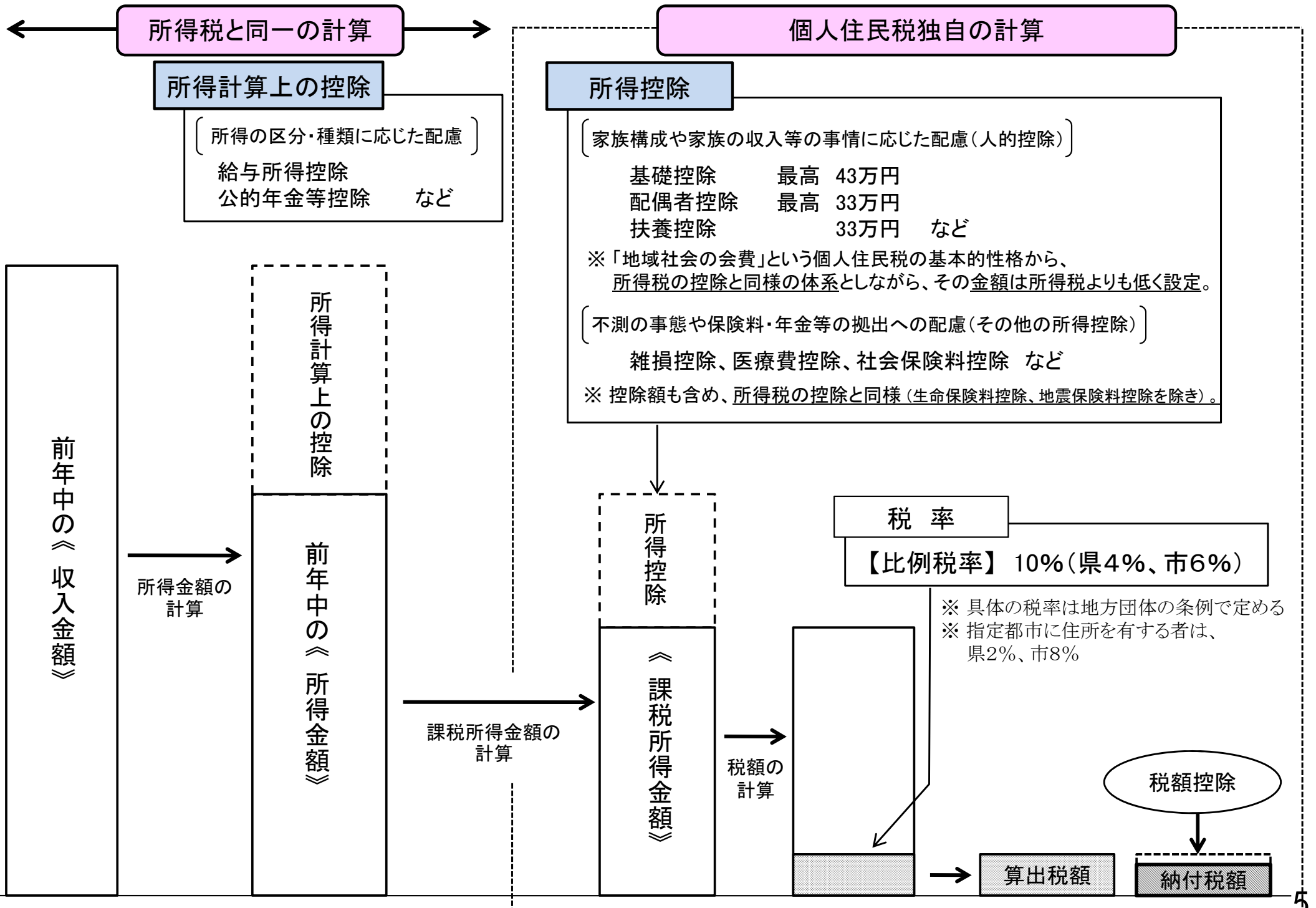
## 配当割

## 株式等譲渡所得割

税率5% 税収 約3,000億円

- (注) 1. 税収は、個人住民税、所得税(復興特別所得税を含む。)ともに令和元年度決算による。  
 2. 納税義務者数は、個人住民税、所得税ともに「令和2年度市町村税課税状況等の調」による。  
 3. 復興財源確保のための均等割の標準税率の引上げは、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日法律第118号)に基づく。

# 個人住民税所得割の計算の仕組み



## 金融税制(利子割、配当割、株式等譲渡所得割)

- 利子割、配当割、株式等譲渡所得割は、都道府県民税となっている。
- 市町村へは、都道府県が収入した金額の一定割合が交付される。

○利子割 利子等に対する課税  
税率 5%

税込: 約300億円

○配当割 一定の上場株式等の配当等に対する課税  
税率 5%

税込: 約1,700億円

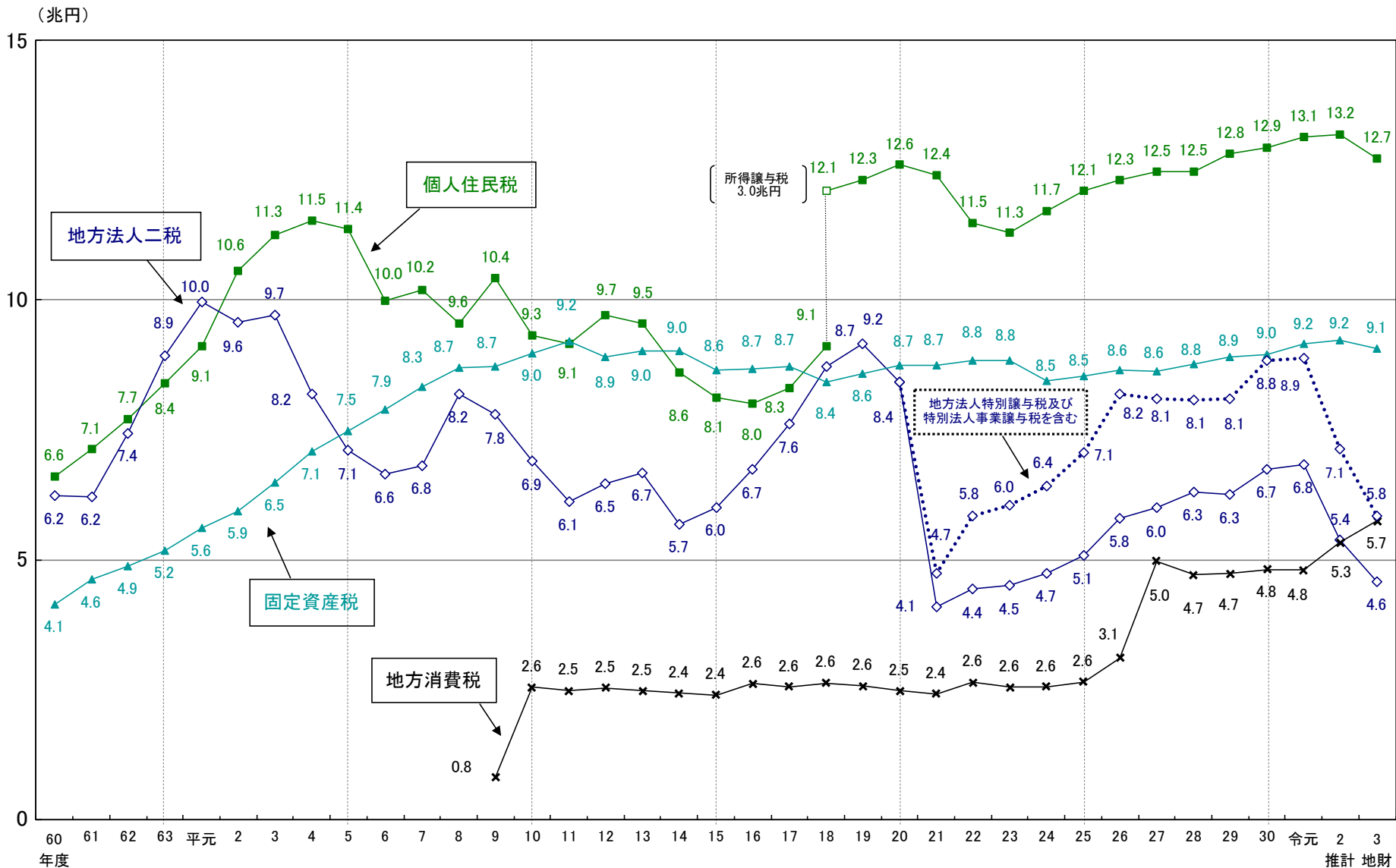
○株式等譲渡所得割 一定の特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得に対する課税  
税率 5%

税込: 約1,000億円

(注) 税込は、令和元年度決算額による。



# 主要税目（地方税）の税収の推移

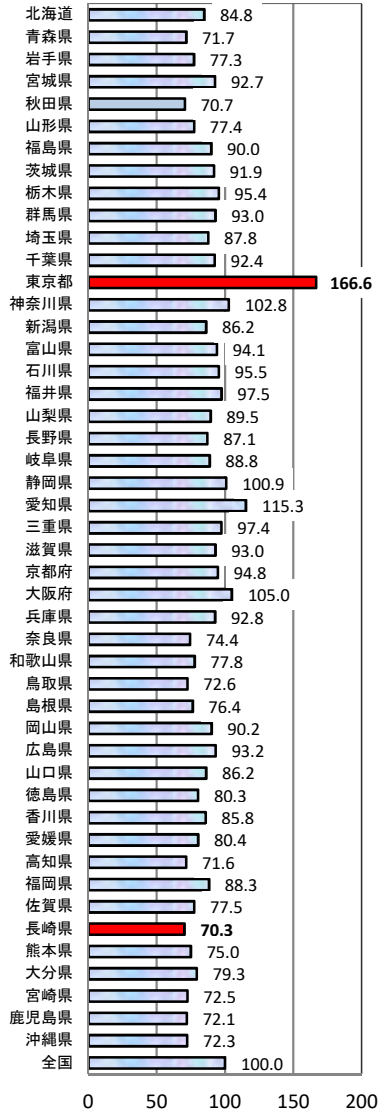


- (注) 1. 表中における計数は、超過課税を含まない。  
 2. 令和元年度までは決算額、2年度は推計額(R2.12時点)、3年度は地方財政計画額である。  
 3. 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税(～R1)及び特別法人事業譲与税(R2～)を加算した額。  
 (㉑) 0.6兆円、(㉒) 1.4兆円、(㉓) 1.5兆円、(㉔) 1.7兆円、(㉕) 2.0兆円、(㉖) 2.4兆円、(㉗) 2.1兆円、(㉘) 1.8兆円、(㉙) 1.8兆円、(㉚) 2.1兆円、(㉛) 2.0兆円、(㉜) 1.7兆円、(㉝) 1.3兆円

# 人口一人当たりの税収額の指数(令和元年度決算額)

## 地方税計

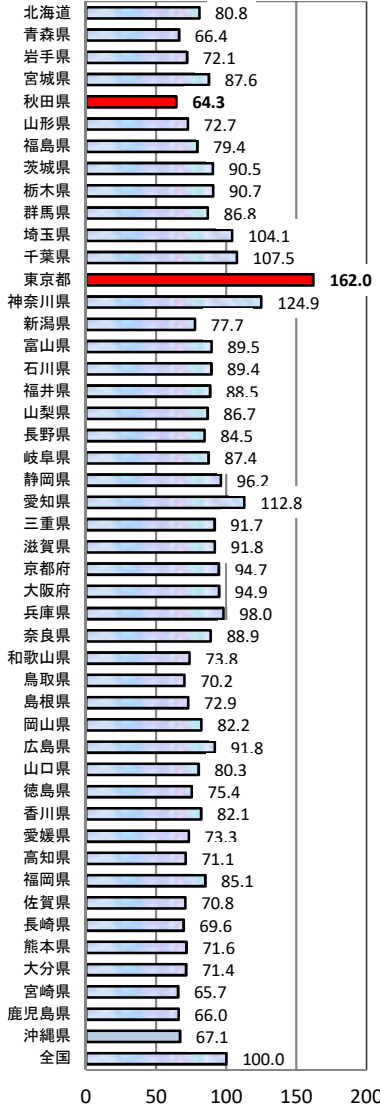
最大/最小:2.4倍



40.3兆円

## 個人住民税

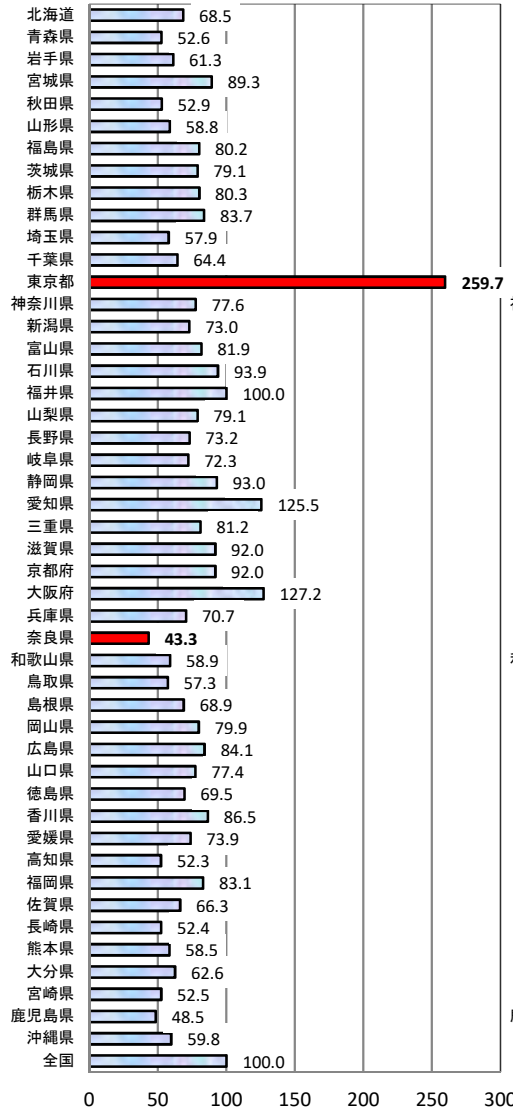
最大/最小:2.5倍



12.8兆円

## 地方法人二税

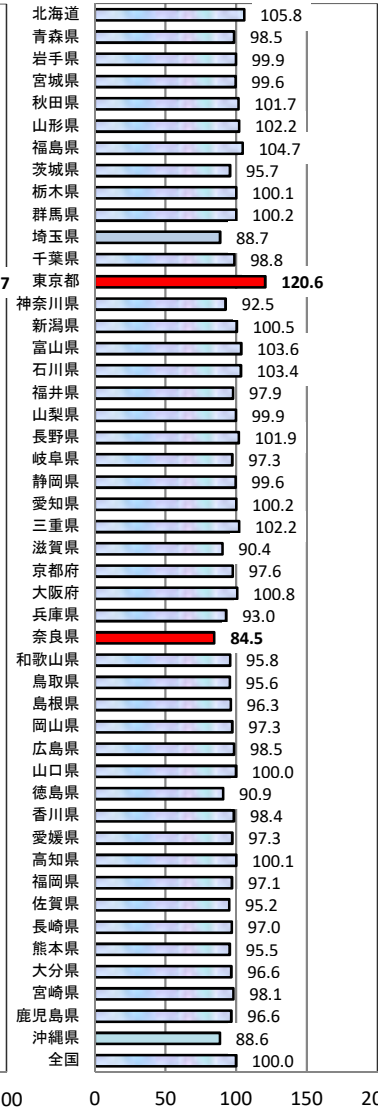
最大/最小:6.0倍



6.8兆円

## 地方消費税(清算後)

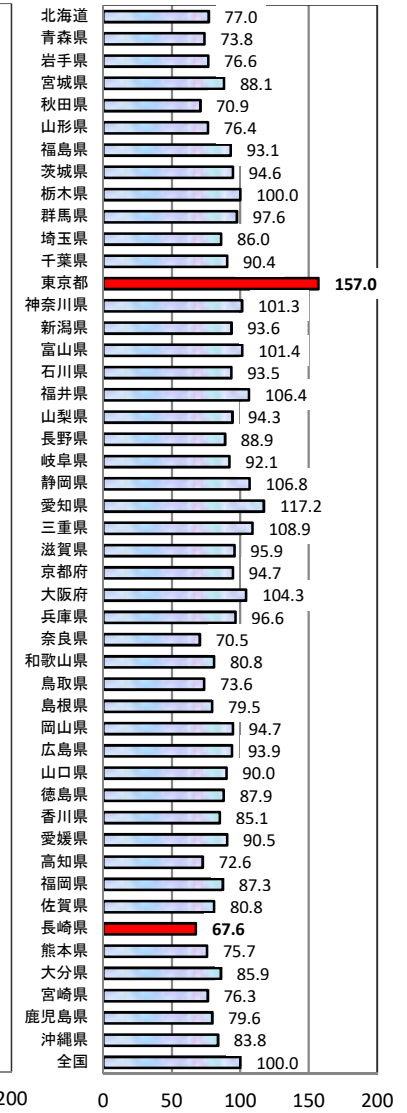
最大/最小:1.4倍



4.8兆円

## 固定資産税

最大/最小:2.3倍



9.3兆円

※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

## 個人住民税に係る主な改正の経緯

# 個人住民税に係る主な改正の経緯

	(1) 均等割	(2) 所得割	(3) 収入金額 所得計算	(3) 人的控除	(4) 寄附金控除	(5) 金融所得課税
平成		①税率構造の見直し ・ 7段階→3段階				①株式譲渡所得の申告分離課税を導入 ・ 所20%、住6%
8	⑧税率引上げ ・ 500円ずつ引上げ			②特定扶養控除創設 ・ 35万円 ②配偶者特別控除拡充 ・ 14万円→30万円		
10	⑩制限税率廃止					
		・ 所得割（標準税率の1.5倍） ・ 均等割廃止				⑮株式譲渡所得を申告分離課税に一本化 ・ 所15%、住5%
16	⑯人口段階別の税率区分廃止			⑰配偶者特別控除見直し ・ 上乗せ部分廃止		⑯申告不要制度導入 (配当割、株譲割の創設) ・ 所15%、住5% ⑰軽減税率10% ・ 所7%、住3%
19		⑲税源移譲 ・ 3兆円の税源移譲 ・ 比例税率化（10%）		⑱老年者控除廃止 ・ 48万円→0円		
21			給与所得控除を 順次見直し		⑳ふるさと納税 制度創設 等 ・ 適用下限額10万円→5千円 ・ 所得税の寄附金控除対象 団体のうち条例で指定した ものを対象に追加	
26	⑳税率引上げ(10年間) ・ 1000円(県500円/ 市500円)引上げ ・ 復興財源確保		【適用所得上限】 ⑳1500→㉑1200→ ⑳1000→㉑850(万円) 【控除限度額】 ⑳245→㉑230→ ⑳220→㉑195(万円)	㉒扶養控除見直し ・ 16歳未満の控除廃止		㉒配当割・株譲割の 軽減税率廃止 ㉒損益通算範囲の 拡大 ・ 特定公社債等
令和			⑳給与所得控除・ 公的年金等控除か ら基礎控除へ振替 ・ 10万円	①配偶者控除・配偶 者特別控除見直し ・ 本人所得に応じて控除額を 逡減・消失する仕組み導入 ③ひとり親控除創設 ・ 30万円 ③基礎控除見直し ・ 所得に応じて控除額を逡 減・消失する仕組み導入	㉓ふるさと納税 制度拡充 ①ふるさと納税 指定制度創設	

※年度は適用年度を示している。

## (1) 均等割

# 個人住民税均等割の概要

- 個人住民税は、地域社会の費用の負担を住民が広く分かち合う「地域社会の会費」的な性格を有する税であり、1月1日に住所を有する者に対し、当該住所地団体が課税するもの。
- このうち、均等割は、非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるものであり、負担分任の性格を有する個人住民税の基礎的なものとしての位置付け。
- 個人住民税には、市町村民税と道府県民税があり、道府県民税(均等割及び所得割)の徴収も市町村民税と併せて市町村が行っている。

[参考] 就業者数 約6,724万人

	標準税率(年額)(※)
市町村民税	3,500円
道府県民税	1,500円

(※) 復興財源確保のため、平成26年度から令和5年度分までの間、標準税率が年1,000円(市町村民税500円、道府県民税500円)引き上げられている。

(※) 37府県・2市において、超過課税を実施。

	税収	納税義務者数
均等割	約3,500億円	約6,400万人
所得割	約12兆5,200億円	約5,900万人
(参考) 所得税	約19兆1,700億円	約5,500万人

(注1) 税収は、個人住民税、所得税(復興特別所得税を含む)ともに、令和元年度決算額による。  
 (注2) 納税義務者数は個人住民税、所得税ともに「令和2年度市町村税課税状況等の調」による。  
 (注3) 就業者数は、令和元年労働力調査年報(総務省統計局)による。

## (参考) 個人住民税均等割における非課税限度額制度

⇒ 一定の所得金額以下の者については、個人住民税を課税しない制度

$$\text{所得金額} \leq \boxed{\text{基本額}} \times \text{世帯人員数} + \boxed{\text{R3年度以降}} \times \boxed{\text{加算額}}$$

35万円
10万円
21万円

(注1) 所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額  
 (注2) 世帯人員数は、本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数  
 (注3) 加算額は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算  
 (注4) 基本額及び加算額に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

<例> 級地区別の個人住民税均等割の非課税限度額について(給与所得者(独身)の場合)

1級地: 東京23区、指定都市(16/20)など	収入金額 100万円から課税
2級地: 県庁所在市、一部の市町など	収入金額 96.5万円から課税
3級地: 一般市・町村など	収入金額 93.0万円から課税

# 個人住民税均等割の税率改正の推移

区 分		昭和25年度	昭和26年度	昭和29年度	昭和51年度	昭和55年度	昭和60年度	平成8年度	平成10年度	平成16年度 ～ 25年度	平成26年度～
市 町 村 民 税	標準税率 ①人口50万人以上の市	800円	700円	600円	1,700円	2,000円	2,500円	3,000円	3,000円		
	②人口5万人以上 50万人未満の市	600円	500円	400円	1,200円	1,500円	2,000円	2,500円	2,500円	3,000円	3,500円
	③その他の市及び 町村	400円	300円	200円	700円	1,000円	1,500円	2,000円	2,000円		
	制限税率 ①人口50万人以上の市	1,000円	900円	800円	2,200円	2,600円	3,200円	3,800円			
	②人口5万人以上 50万人未満の市	750円	650円	550円	1,600円	2,000円	2,600円	3,200円			
	③その他の市及び 町村	500円	400円	300円	1,000円	1,400円	2,000円	2,600円			
道府県民税 (標準税率)		—	—	100円	300円	500円	700円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円

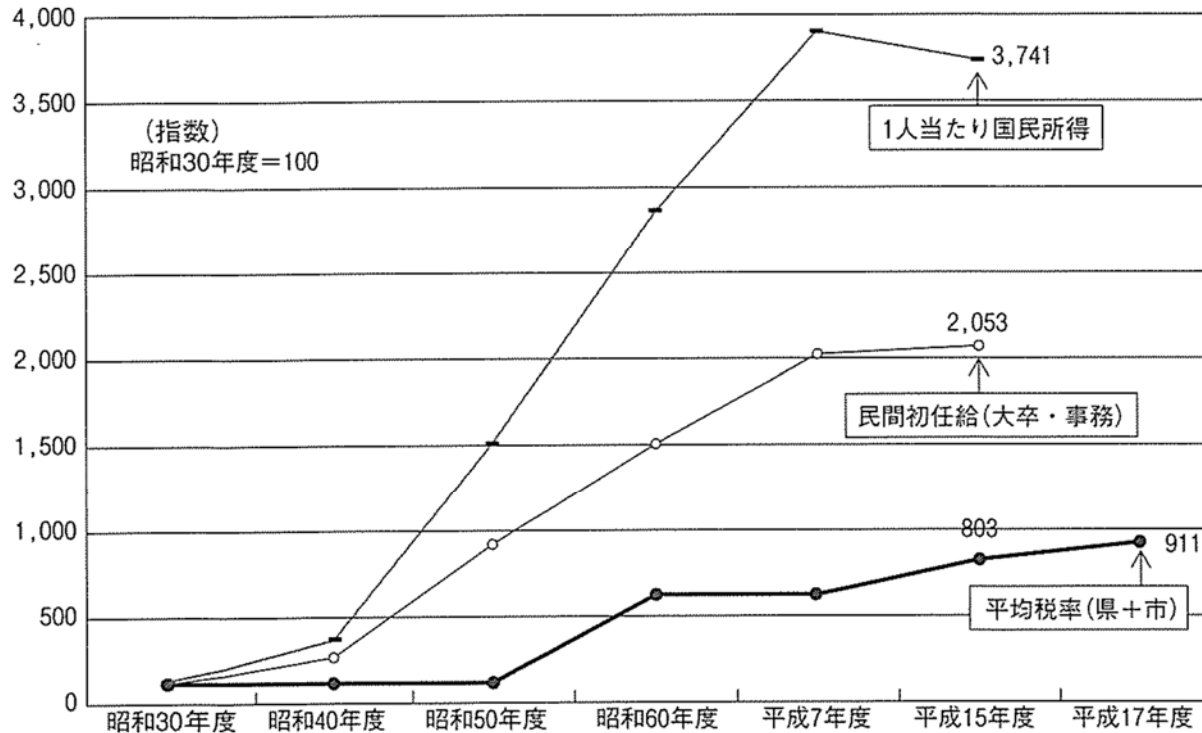
(注1) 市町村民税の制限税率は平成10年度より廃止。

(注2) 復興財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの各年度の道府県民税及び市町村民税については、道府県民税均等割の標準税率は500円引き上げた1,500円と、市町村民税均等割の標準税率は500円引き上げた3,500円としている。

# 過去の均等割の税率等の議論

- 平成17年度改正において、「地方税の諸課題」の中で均等割の見直しの議論が行われた。
- 均等割の税率をどの程度とすべきかについては、容易に決しがたい問題ではあるが、およそ全ての住民が受益していると考えられるサービスの費用の一定部分を賄える水準を目指すべきであるとの考え方が示されていた。

## ○均等割の平均税率の推移



### 住民1人当たり歳出決算額 (平成15年度・一般財源等)

清掃費	13,027円
警察費	24,220円
消防費	13,114円

均等割の税率 年額4,000円 (月額約330円)

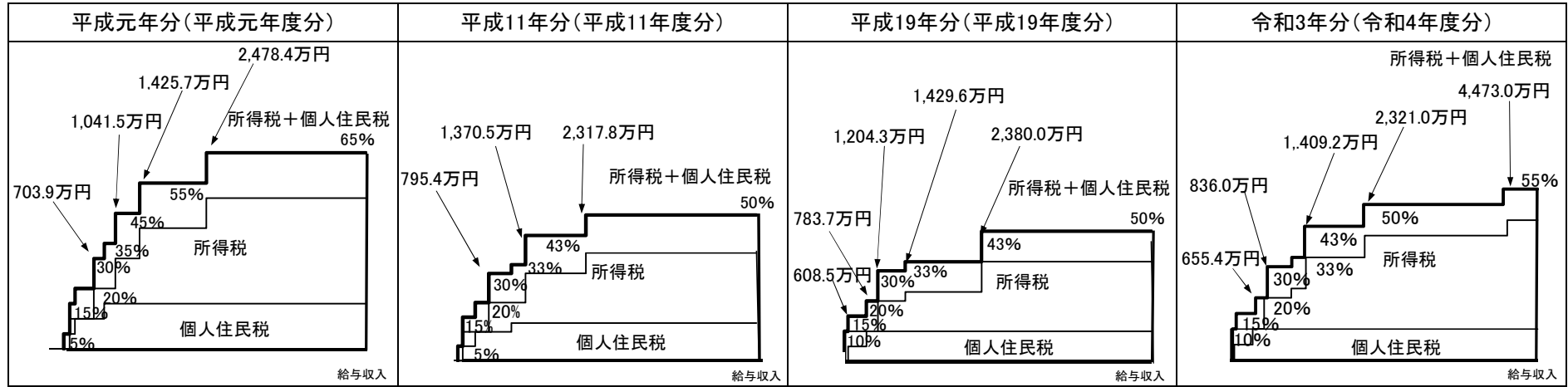
(注) 上記の費目に係る歳出決算額 (一般財源等) を住民基本台帳人口 (平成16年3月31日現在) で除して算出。

※平成17年度改正地方税制詳解

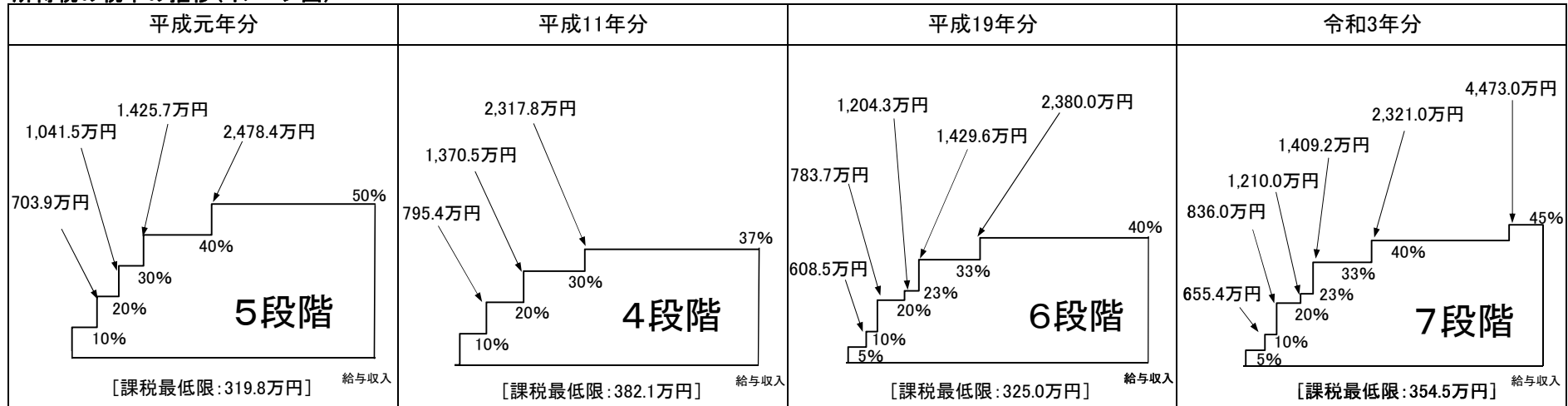


## (2) 所得割

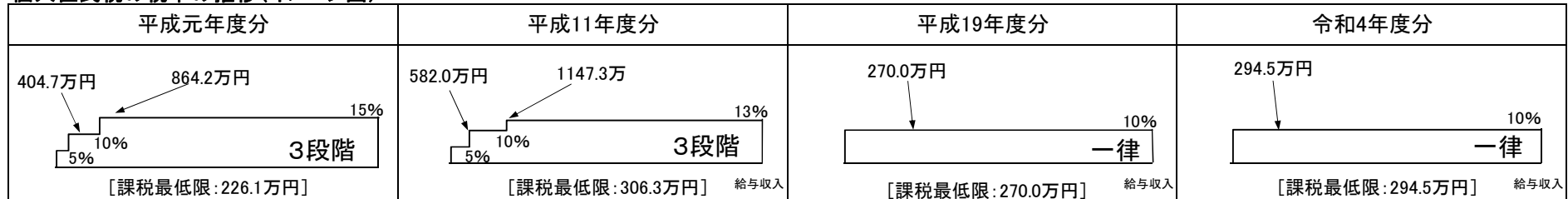
# 個人所得課税の税率の推移



## 所得税の税率の推移(イメージ図)



## 個人住民税の税率の推移(イメージ図)

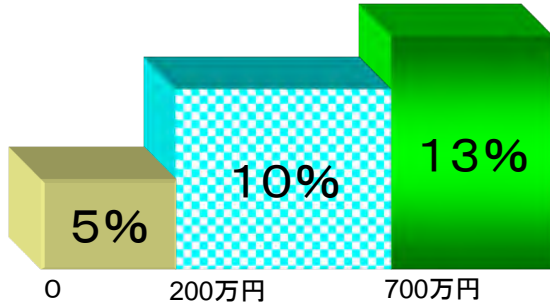


- (注) 1. 給与収入及び課税最低限は夫婦2人(子のうち1人は一般扶養控除、もう1人は特定扶養控除の対象)の場合の数値である。  
 2. 住民税は平成12年度(所得税は平成12年)及び平成27年度(平成27年)において、社会保険料控除額の近似式の係数の改訂が行われている。  
 3. 平成27年分以後の所得税については、課税所得4,000万円超について45%の税率を設けている。(平成19年分~26年分は、所得税の最高税率は40%)

# 個人住民税の税率構造

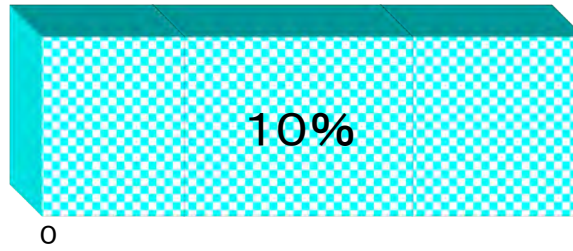
○ 個人住民税については、応益性や偏在度縮小の観点から、10%比例税率化。

(~平成18年度)

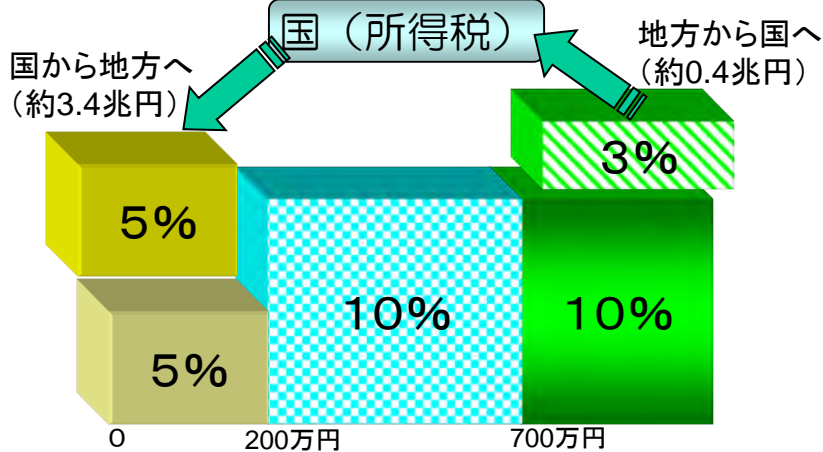


(平成19年度~)

10%比例税率化

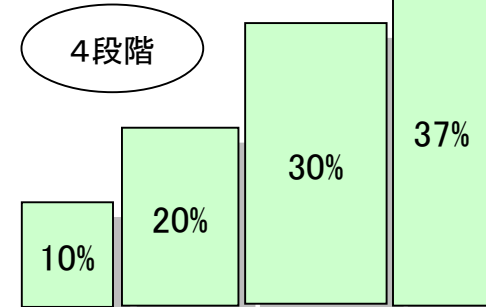


国から地方への  
税源移譲 (3兆円)

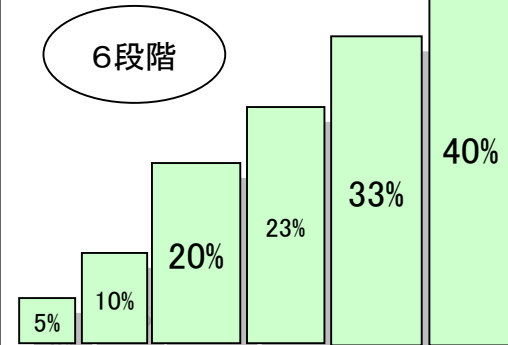


<参考>所得税率

(~平成18年)



(平成19年~平成26年)



(注) 平成27年分以後の所得税から税率45%を加えた7段階となる

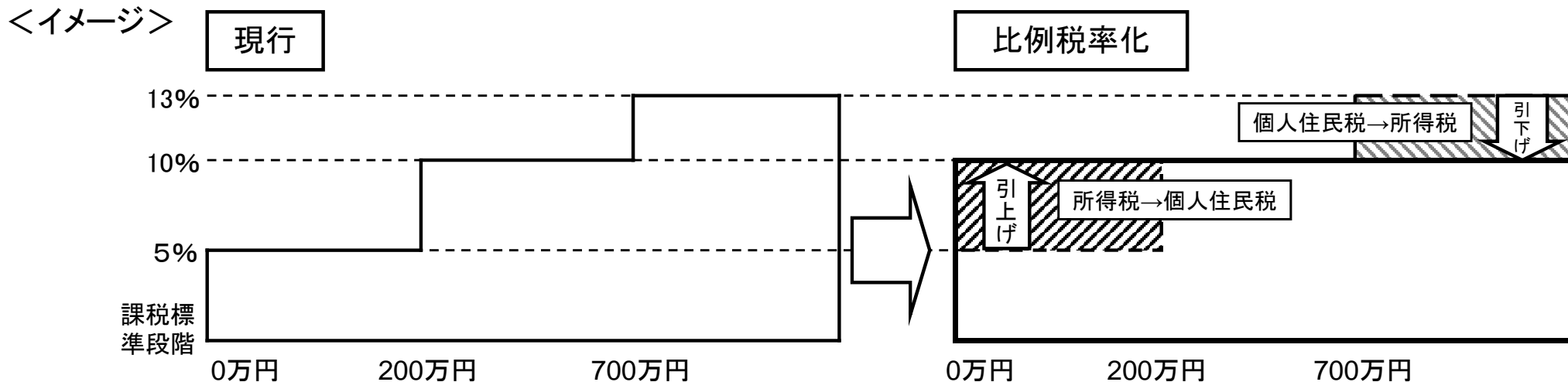
○ 個人住民税は5%、10%、13%の累進税率から、10%比例税率化

○ 一方、所得税は最低税率10%→5%、最高税率37%→40%

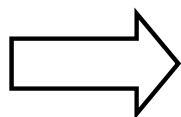
地方分権推進のための「地方税財政改革」(「三位一体の改革」について)

(平成16年4月26日 経済財政諮問会議 麻生総務大臣提出資料) (抄)

個人住民税(所得割)の10%比例税率化により、約3兆円規模の税源移譲を実施



※ これに伴う納税者負担の調整等のため、所得税(国税)においても、所要の制度改革を実施。



比例税率化に伴い、税源の偏在状況が縮小。

	個人住民税 所得割 (H14決算)	現行シェアの 場合の 移譲額	10%比例税率 化による 移譲額	(参考) 人口
全国合計 A	8.05兆円	約3兆円	約3兆円	1億2,700万人
うち東京 B	1.32兆円	約4,800億円	約3,000億円	1,210万人
<b>B/A</b>	<b>約16%</b>	<b>約16%</b>	<b>約10%</b>	<b>約10%</b>

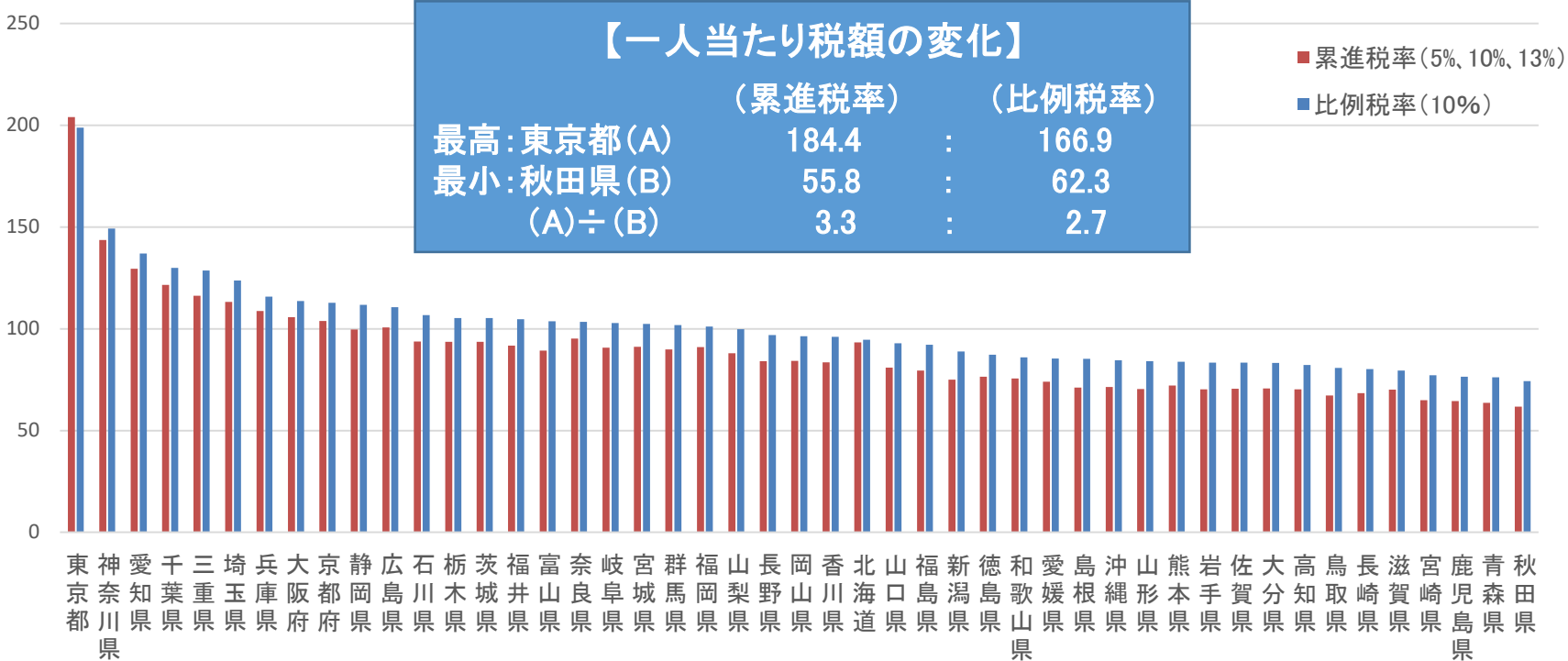
注1. 「東京」は都と市区町村の合計値。

3. 人口は、平成12年度国勢調査による。

2. 東京の10%比例税率化による移譲額は、課税状況に基づく推計値。

# 一人当たり税額の比較(全国平均=100)

- 個人住民税所得割の一人あたり税額を比例税率と累進税率で比較すると、最高(東京都)と最低(秋田県)の差は比例税率の方が小さくなる。
- これは、13%→10%の減収影響は、高所得者が多い団体に大きく作用する一方、5%→10%の影響はすべての納税者に発生し、すべての団体に作用することから、税收の偏在是正効果が得られているもの。



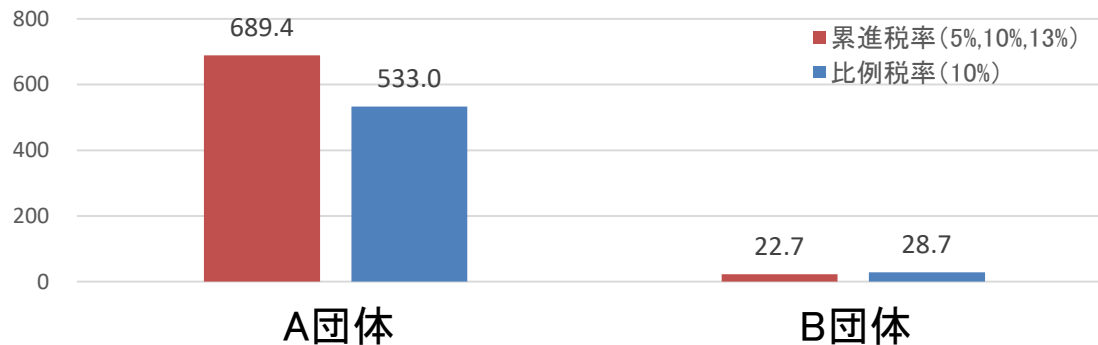
※1 令和2年度市町村税課税状況の調及び令和2年1月1日住民基本台帳人口による。  
 ※2 一人当たりの税額は、令和2年度市町村税課税状況の調(第11表(課税標準額段階別令和2年度分所得割額等に関する調(合計)))の課税標準額に税率(※3)を乗じて算出したものから税額控除等を引いて算出したものを令和2年1月1日住民基本台帳人口で割ったもの。  
 ※3 税率は、比例税率においては、市町村民税は6%、都道府県民税は4%(政令市においては市分8%、都道府県2%)とし、累進税率においては、課税標準額に応じて市町村民税は200万円以下:3%、200万円超え700万円以下:8%、700万円超え:10%とし、道府県民税は700万円以下:2%、700万円超え:3%とする。  
 ※4 各都道府県の係数は、比例税率と累進税率のそれぞれにおいて、一人当たりの税額(※2)の全国平均の数値を100として算出したもの。

## 一人当たり税額による比較(全国平均=100)

- 個人住民税所得割の一人あたり税額において、最大となる団体と最小となる団体を比較すると、累進税率においては30.4倍となるが、比例税率においては18.6倍となる。

### 【一人当たり算出税額(千円)※】

	(累進税率)	(比例税率)	((累-比)増減)
最大となる団体(A)	689.4	533.0	▲156.4(▲22.7%)
最小となる団体(B)	22.7	28.7	+6.0(26.3%)
(A)÷(B)	30.4	18.6	



市町村民税所得割 納税義務者の状況 (人)	市町村民税 課税標準額 200万円以下の金額	市町村民税 課税標準額 200万円を超え 700万円以下	市町村民税 課税標準額 700万円を超え	合計	(参考) 総人口
A団体	51,644(35.2%)	59,652(40.7%)	35,283(24.1%)	146,579	260,379
B団体	1,304(82.0%)	284(17.9%)	3(0.1%)	1,591	6,607

※1 令和2年度市町村税課税状況の調及び令和2年1月1日住民基本台帳人口による。

※2 一人当たりの税額は、令和2年度市町村税課税状況の調(第11表(課税標準額段階別令和2年度分所得割額等に関する調(合計)))の課税標準額に税率(※3)を乗じて算出したものから税額控除等を引いて算出したものを令和2年1月1日住民基本台帳人口で割ったもの。

※3 税率は、比例税率においては、市町村民税は6%、都道府県民税は4%(政令市においては市分8%、道府県分2%)とし、累進税率においては、課税標準額に応じて市町村民税は、200万円以下:3%、200万円超え700万円以下:8%、700万円超え:10%、都道府県は700万円以下:2%、700万円超え:3%とする。

(個人住民税における税率の採用状況)

# 個人住民税における超過課税、独自減税の実施状況

- 所得割・均等割とも、地方税法においては標準税率を規定。各地方団体は、標準税率を踏まえ、条例において税率を決定。
  - ・ 所得割: 道府県民税4%、市町村民税6% (※)
  - ・ 均等割: 道府県民税1,500円、市町村民税3,500円 (※)(※) 指定都市に住所を有する場合は、道府県民税2%、市町村民税8% (※) いずれも復興財源確保のための500円の引上げ込みの額
- 標準税率によらず、超過課税、独自減税を実施している地方団体あり。

## 所得割

### ○道府県民税

- ・ 4.025% : 神奈川県 (指定都市2.025%)
- (4% : 標準税率 (指定都市2%))

### ○市町村民税

- ・ 6.1% : 豊岡市 (兵庫県)
- (6% : 標準税率 (指定都市8%))
- ・ 7.7% : 名古屋市 (指定都市)
- ・ 5.4% : 田尻町 (大阪府)

(令和2年4月1日現在)

## 均等割

### ○道府県民税

- ・ 2,700円 : 宮城県
- ・ 2,500円 : 岩手県、山形県、福島県、茨城県、岐阜県、三重県
- ・ 2,300円 : 秋田県、滋賀県、兵庫県
- ・ 2,200円 : 栃木県、群馬県、愛媛県
- ・ 2,100円 : 京都府
- ・ 2,000円 : 富山県、石川県、山梨県、長野県、愛知県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- ・ 1,900円 : 静岡県
- ・ 1,800円 : 神奈川県、大阪府
- (1,500円 : 標準税率)

### ○市町村民税

- ・ 4,400円 : 横浜市
- ・ 3,900円 : 神戸市
- (3,500円 : 標準税率)
- ・ 3,300円 : 名古屋市
- ・ 3,200円 : 田尻町 (大阪府)

(注) 総務省「道府県民税及び法人事業税の税率に関する調」、  
「市町村民税の税率等に関する調」より作成

(参考) 地方税法 (抄)

### ○ 所得割

#### 【道府県民税】

第三十五条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の四 (所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市 (第三十七条及び第三十七条の二において「指定都市」という。) の区域内に住所を有する場合には、百分の二) の標準税率によつて定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、同一の標準税率ごとに一の率でなければならない。

#### 【市町村民税】

第三百十四条の三 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の六 (所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市 (第三百十四条の六及び第三百十四条の七において「指定都市」という。) の区域内に住所を有する場合には、百分の八) の標準税率によつて定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、一の率でなければならない。

### ○ 均等割

#### 【道府県民税】

第三十八条 個人の均等割の標準税率は、千円とする。(※)

#### 【市町村民税】

第三百十条 個人の均等割の標準税率は、三千円とする。(※)

(※) 復興財源確保のため、標準税率が道府県民税、市町村民税いずれも500円引き上げられている (平成26年度～令和5年度)。



# 市町村民税(個人住民税均等割)の税率採用別団体数の推移

年 度 区分	昭和										平成									
	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
標準税率未満		3	2									2	1							
標準税率	3,137	3,134	3,137	3,139	3,142	3,152	3,156	3,158	3,150	3,151	3,152	3,144	3,142	3,144	3,144	3,146	3,208	3,209	3,212	3,210
超過税率	119	119	117	117	114	101	98	95	94	94	93	92	91	90	89	88	23	23	21	20
不均一課税等						1			2	1	1	2	3	3	3	1	2	1		
合計	3,256	3,256	3,256	3,256	3,256	3,254	3,254	3,253	3,246	3,246	3,246	3,240	3,237	3,237	3,236	3,235	3,233	3,233	3,233	3,230

年 度 区分	平成										令和										
	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
標準税率未満											2	2	2	3	2	1	1	2	2	2	2
標準税率	3,210	3,207	3,200	3,165	3,101	2,396	1,843	1,826	1,810	1,797	1,745	1,743	1,738	1,737	1,738	1,738	1,738	1,738	1,737	1,737	
超過税率	20	19	18	18			1	1	3	3	2	2	2	2	2	2	1	1	2	2	
不均一課税等		1	1	8																	
合計	3,230	3,227	3,219	3,191	3,101	2,396	1,843	1,827	1,811	1,800	1,750	1,747	1,742	1,742	1,742	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(毎年4月1日現在)による。  
 2 平成18年度から東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している。  
 3 平成8年度から賦課期日後に市制施行等で市町村区分が上位変更した場合は、標準税率を採用しているものとして計上している。  
 4 「不均一課税等」には、合併等により経過的に新団体としての標準税率以外の税率を採用している団体等を含むものである。  
 5 平成16年度改正による人口段階別の税率区分の廃止により、超過課税を行う団体は平成18年度まではゼロだった。  
 6 平成23年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、埼玉県北本市2,700円、愛知県大治町100円である。  
 7 平成24年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市長市2,800円、沖縄県金武町2,700円である。  
 8 平成25年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市長市2,800円、沖縄県金武町2,700円、大阪府和泉市100円である。  
 9 平成25年4月1日現在の超過税率採用団体は、北海道夕張市3,500円(平成19年度から)、神奈川県横浜市3,900円(平成21年度から)である。  
 10 平成26年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市長市3,300円、沖縄県金武町3,200円である。  
 11 平成26年4月1日現在の超過税率採用団体は、北海道夕張市4,000円(平成19年度から)、神奈川県横浜市4,400円(平成21年度から)である。  
 12 平成27年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市長市3,300円である。  
 13 平成27年4月1日現在の超過税率採用団体は、北海道夕張市4,000円(平成19年度から)、神奈川県横浜市4,400円(平成21年度から)である。  
 14 平成28年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市長市3,300円である。  
 15 平成28年4月1日現在の超過税率採用団体は、北海道夕張市4,000円(平成19年度から)、神奈川県横浜市4,400円(平成21年度から)である。  
 16 平成29年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市長市3,300円、大阪府田尻町3,200円である。  
 17 平成29年4月1日現在の超過税率採用団体は、神奈川県横浜市4,400円(平成21年度から)である。  
 18 平成30年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市長市3,300円、大阪府田尻町3,200円である。  
 19 平成30年4月1日現在の超過税率採用団体は、神奈川県横浜市4,400円(平成21年度から)である。  
 20 平成31年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市長市3,300円、大阪府田尻町3,200円である。  
 21 平成31年4月1日現在の超過税率採用団体は、神奈川県横浜市4,400円(平成21年度から)、兵庫県神戸市3,900円(令和元年度から)である。  
 22 令和2年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市長市3,300円、大阪府田尻町3,200円である。  
 23 令和2年4月1日現在の超過税率採用団体は、神奈川県横浜市4,400円(平成21年度から)、兵庫県神戸市3,900円(令和元年度から)である。  
 (参考) 個人の市町村民税均等割の課税標準率は、一律3,000円である。(平成26年度から令和5年度までは3,500円)

# 個人の道府県民税に係る超過課税の実施状況及び検討状況

## 均等割

(令和2年4月1日現在の悉皆調査をベースに、その後の検討状況について報道等により把握したものを令和3年4月1日現在でとりまとめたもの)

都道府県	税率	1,800円	1,900円	2,000円	2,100円	2,200円	2,300円	2,500円	2,700円	導入年度	備考
北海道											
青森県											
岩手県								○		18	
宮城県									○	23	
秋田県							○			20	
山形県								○		19	
福島県								○		18	
茨城県								○		20	
栃木県						○				20	
群馬県						○				26	
埼玉県											
千葉県											
東京都											
神奈川県	○									19	
新潟県											
富山県			○							19	
石川県			○							19	
福井県											
山梨県			○							24	
長野県			○							20	
岐阜県								○		24	
静岡県		○								18	
愛知県			○							21	
三重県								○		26	
滋賀県							○			18	

都道府県	税率	1,800円	1,900円	2,000円	2,100円	2,200円	2,300円	2,500円	2,700円	導入年度	備考
京都府					○					28	
大阪府	○									28	
兵庫県								○		18	
奈良県			○							18	
和歌山県			○							19	
鳥取県			○							17	※1
島根県			○							17	
岡山県			○							16	
広島県			○							19	
山口県			○							17	
徳島県											
香川県											
愛媛県						○				17	※2
高知県			○							15	
福岡県			○							20	
佐賀県			○							20	
長崎県			○							19	
熊本県			○							17	
大分県			○							18	
宮崎県			○							18	
鹿児島県			○							17	
沖縄県											
団体数計	2	1	20	1	3	3	6	1		実施団体数 37	

※1 19年度課税までは税率1,300円、※2 21年度課税までは税率1,500円

(参考)個人の道府県民税均等割の標準税率は、年額1,500円。

※ 超過課税を実施中又は条例制定済のすべての団体における実施理由は、「森林環境保全」や「水源環境の保全・再生」となっている。

※ 標準税率は、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保のため、平成26年度から令和5年度の間、年額500円引上げることとされており、全都道府県が条例制定済である。

## 所得割

実施中 1団体

・税率 4.025% 神奈川県(19年度)

(指定都市に住所を有する場合は2.025%)

(参考)個人の道府県民税所得割の標準税率は、一律4%。

(3) 収入金額所得計算、人的控除等  
(ライフコースや住む場所、働く場所の多様化に  
対応した税制のあり方)

## 収入金額所得計算、人的控除等の改正経緯(概要)

改正年度	改正内容	適用年度
昭和62年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者特別控除の創設（14万円）</li> </ul>	昭和63年度
昭和63年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定扶養控除創設（35万円）</li> <li>配偶者特別控除拡充（14万円→30万円）</li> </ul>	平成2年度
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者特別控除（上乘せ部分）の廃止</li> </ul>	平成17年度
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>老年者控除の廃止（48万円→0円）</li> <li>公的年金等控除の見直し（老年者控除を廃止することと併せて、65歳以上の者の公的年金等控除の最低補償額を120万円とする等の措置）</li> </ul>	平成18年度
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>扶養控除（16歳未満の年少部分）の廃止</li> </ul>	平成24年度
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与所得控除の見直し（適用上限設定：1500万円、控除上限額245万円）</li> </ul>	平成26年度
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与所得控除の見直し（適用上限設定：1200万円、控除上限額230万円） （適用上限設定：1000万円、控除上限額220万円）</li> </ul>	平成29年度 平成30年度
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し 配偶者特別控除について、控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限引上げ等を措置 配偶者控除及び配偶者特別控除について、納税義務者の合計所得金額に応じて乗除額が逡減・消失する仕組み導入</li> </ul>	令和元年度
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎控除の見直し（納税者の合計所得金額に応じて控除額が逡減・消失する仕組みの導入）</li> <li>給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え 給与所得控除額・公的年金等控除額を10万円引下げ 基礎控除額を33万円から43万円に引上げ</li> <li>給与所得控除の見直し（適用上限設定：850万円、控除上限額195万円）</li> <li>公的年金等控除の適用上限額を導入（公的年金等収入1000万円超）</li> </ul>	令和3年度
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し（ひとり親控除30万円）</li> </ul>	令和3年度

## 人的控除の種類及び概要

○ 個人住民税の人的控除については、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、所得税の控除と同様の体系としながら、その金額は所得税よりも低く設定。

	創設年 (個人住民税)	対 象 者	控除額		本人の所得要件	
			令和3年度	(参考) 所得税(令和2年)		
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人	最高 43万円	最高 48万円	合計所得金額2,500万円以下 (2,400万円超から控除額が通減)
	配偶者控除	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にする合計所得金額が48万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者			—
	控除対象配偶者	昭和41年度 (1966年度)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	最高 33万円	最高 38万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)
	老人控除対象配偶者	昭和56年度 (1981年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	最高 38万円	最高 48万円	
	配偶者特別控除	昭和63年度 (1988年度)	・生計を一にする合計所得金額が48万円を超え133万円未満である配偶者を有する者	最高 33万円	最高 38万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)
	扶養控除	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にする合計所得金額が48万円以下である親族等(扶養親族)を有する者			—
	一般の扶養親族	昭和37年度 (1962年度)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	33万円	38万円	—
	特定扶養親族	平成2年度 (1990年度)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	45万円	63万円	—
	老人扶養親族	昭和48年度 (1973年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	38万円	48万円	—
	(同居老親等加算)	昭和55年度 (1980年度)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+7万円	+10万円	—
特 別 な 人 的 控 除	障害者控除	昭和37年度 (1962年度)	・障害者である者 ・障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	26万円	27万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年度 (1968年度)	・特別障害者である者 ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	30万円	40万円	—
	(同居特別障害者控除)	平成24年度 (2012年度)	・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	53万円	75万円	—
人 的 控 除	寡婦控除	昭和37年度 (1962年度)	・夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 ・夫と死別した後婚姻をしていない者 ※ひとり親に該当する者は除く ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	26万円	27万円	合計所得金額500万円以下
	ひとり親控除	令和3年度 (2021年度)	・現に婚姻をしていないもので、かつ、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する者 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	30万円	35万円	合計所得金額500万円以下
	勤労学生控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円	27万円	合計所得金額75万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下

# その他の所得控除制度

## ① 個人住民税

控除の種類	概要	控除額の計算方法												
雑損控除※	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ①(災害損失の金額+災害関連支出の金額)一年間所得金額×10% ②災害関連支出の金額-5万円												
医療費控除※	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left( \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等} \\ \text{で補てん} \\ \text{される額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right) = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額200万円)}$												
	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に控除	$\left( \begin{array}{l} \text{支払った特定} \\ \text{一般用医薬品等} \\ \text{購入費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等} \\ \text{で補てん} \\ \text{される額} \end{array} \right) - 1\text{万}2\text{千円} = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額8万8千円)}$												
社会保険料控除※	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額												
小規模企業共済等掛金控除※	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額												
生命保険料控除	旧契約(平成23年12月31日以前に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料、個人年金保険料を支払った場合に控除(それぞれについて左記の計算方法で計算し、合計額70,000円を限度とする)	年間支払保険料等 15,000円以下 15,000円超40,000円以下 40,000円超70,000円以下 70,000円超	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">控除額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払保険料の全額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払保険料×1/2+7,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払保険料×1/4+17,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一律35,000円(適用限度額)</td> <td></td> </tr> </table>	控除額		支払保険料の全額		支払保険料×1/2+7,500円		支払保険料×1/4+17,500円		一律35,000円(適用限度額)		生命保険・個人年金保険に関して、新契約と旧契約の保険料を支払っている場合には、新旧契約それぞれの計算方法により算出した金額の合計額が控除額となる。 (各保険ごとの控除限度額28,000円、全体の控除限度額70,000円)
	控除額													
支払保険料の全額														
支払保険料×1/2+7,500円														
支払保険料×1/4+17,500円														
一律35,000円(適用限度額)														
新契約(平成24年1月1日以後に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を支払った場合に控除(それぞれについて左記の計算方法で計算し、合計額70,000円を限度とする)	年間支払保険料等 12,000円以下 12,000円超32,000円以下 32,000円超56,000円以下 56,000円超	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">控除額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払保険料の全額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払保険料×1/2+6,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払保険料×1/4+14,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一律28,000円(適用限度額)</td> <td></td> </tr> </table>	控除額		支払保険料の全額		支払保険料×1/2+6,000円		支払保険料×1/4+14,000円		一律28,000円(適用限度額)			
控除額														
支払保険料の全額														
支払保険料×1/2+6,000円														
支払保険料×1/4+14,000円														
一律28,000円(適用限度額)														
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った保険料の金額の2分の1の金額を控除(最高限度額2万5千円)												

(注1) ※の4つの控除は、所得税と全く同様の計算方式としている控除

(注2) 医療費控除はどちらかの選択制

② 所得税

控除の種類	概要	控除額の計算方法											
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ①(災害損失の金額+災害関連支出の金額)一年間所得金額×10% ②災害関連支出の金額-5万円											
医療費控除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left( \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等} \\ \text{で補てん} \\ \text{される額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right) = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額200万円)}$											
	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に控除	$\left( \begin{array}{l} \text{支払った特定} \\ \text{一般用医薬品等} \\ \text{購入費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等} \\ \text{で補てん} \\ \text{される額} \end{array} \right) - 1万2千円 = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額8万8千円)}$											
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額											
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額											
生命保険料控除	旧契約(平成23年12月31日以前に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料、個人年金保険料を支払った場合に控除 (それぞれについて左記の計算方法で計算し、合計額100,000円を限度とする)	<table border="0"> <tr> <td>年間支払保険料等</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>25,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>25,000円超50,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2+12,500円</td> </tr> <tr> <td>50,000円超100,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4+25,000円</td> </tr> <tr> <td>100,000円超</td> <td>一律50,000円(適用限度額)</td> </tr> </table>	年間支払保険料等	控除額	25,000円以下	支払保険料の全額	25,000円超50,000円以下	支払保険料×1/2+12,500円	50,000円超100,000円以下	支払保険料×1/4+25,000円	100,000円超	一律50,000円(適用限度額)	生命保険・個人年金保険に関して、新契約と旧契約の保険料を支払っている場合には、新旧契約それぞれの計算方法により算出した金額の合計額が控除額となる。 (各保険ごとの控除限度額40,000円、全体の控除限度額120,000円)
	年間支払保険料等	控除額											
25,000円以下	支払保険料の全額												
25,000円超50,000円以下	支払保険料×1/2+12,500円												
50,000円超100,000円以下	支払保険料×1/4+25,000円												
100,000円超	一律50,000円(適用限度額)												
新契約(平成24年1月1日以後に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を支払った場合に控除 (それぞれについて左記の計算方法で計算し、合計額120,000円を限度とする)	<table border="0"> <tr> <td>年間支払保険料等</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>20,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>20,000円超40,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2+10,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超80,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4+20,000円</td> </tr> <tr> <td>80,000円超</td> <td>一律40,000円(適用限度額)</td> </tr> </table>	年間支払保険料等	控除額	20,000円以下	支払保険料の全額	20,000円超40,000円以下	支払保険料×1/2+10,000円	40,000円超80,000円以下	支払保険料×1/4+20,000円	80,000円超	一律40,000円(適用限度額)		
年間支払保険料等	控除額												
20,000円以下	支払保険料の全額												
20,000円超40,000円以下	支払保険料×1/2+10,000円												
40,000円超80,000円以下	支払保険料×1/4+20,000円												
80,000円超	一律40,000円(適用限度額)												
地震保険料控除	地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料を支払った場合に控除	支払った保険料の全額を控除(最高限度額5万円)											
寄附金控除	特定寄附金を支出した場合に控除	<p>次のいずれか低い方の金額-2千円</p> <p>① 特定寄附金の合計額</p> <p>② 年間所得金額 × 40%</p> <p>(参考) 認定NPO法人及び一定の要件を満たす公益社団・財団法人等への寄附については、下記の税額控除と選択して適用することができる。 (次のいずれか低い方の金額-2千円) × 40%</p> <p>① 認定NPO法人及び一定の要件を満たす公益社団法人・財団法人等への寄附金額の合計額</p> <p>② 年間所得金額 × 40%</p> <p>※ 所得税額の25%を限度</p>											

(注1) 平成17年度改正により、寄附金控除の対象限度額を30%(改正前:25%)に引き上げる見直しが行われている。

(注2) 平成18年度改正により、寄附金控除の適用下限額を5千円(改正前:10万円)に引き上げる見直しが行われている。

(注3) 平成19年度改正により、寄附金控除の控除対象限度額を40%(改正前:30%)に引き上げる見直しが行われている。

(注4) 平成22年度改正により、寄附金控除の適用下限額を2千円(改正前:5千円)に引き上げる見直しが行われている。

(注5) 平成23年度改正により、認定NPO法人及び一定の要件を満たす公益社団・財団法人等への寄附については所得控除と税額控除を選択により控除する見直しが行われている。

(注6) 医療費控除はどちらかの選択制

# 個人所得課税の見直しによる地方税収への影響

- 高所得者に対する「所得計算上の控除」や「人的控除」を縮減・適正化する場合、累進税率である所得税よりも、10%比例税率である個人住民税の方が、増収額が小さく、財源確保において難しい面があることに留意。

## 個人住民税【比例税率】



## 累進税率のイメージ



高所得者の税率は、所得税より個人住民税の方が低いため、高所得者の人的控除等の縮減・適正化による増収効果は、個人住民税の方が小さい。

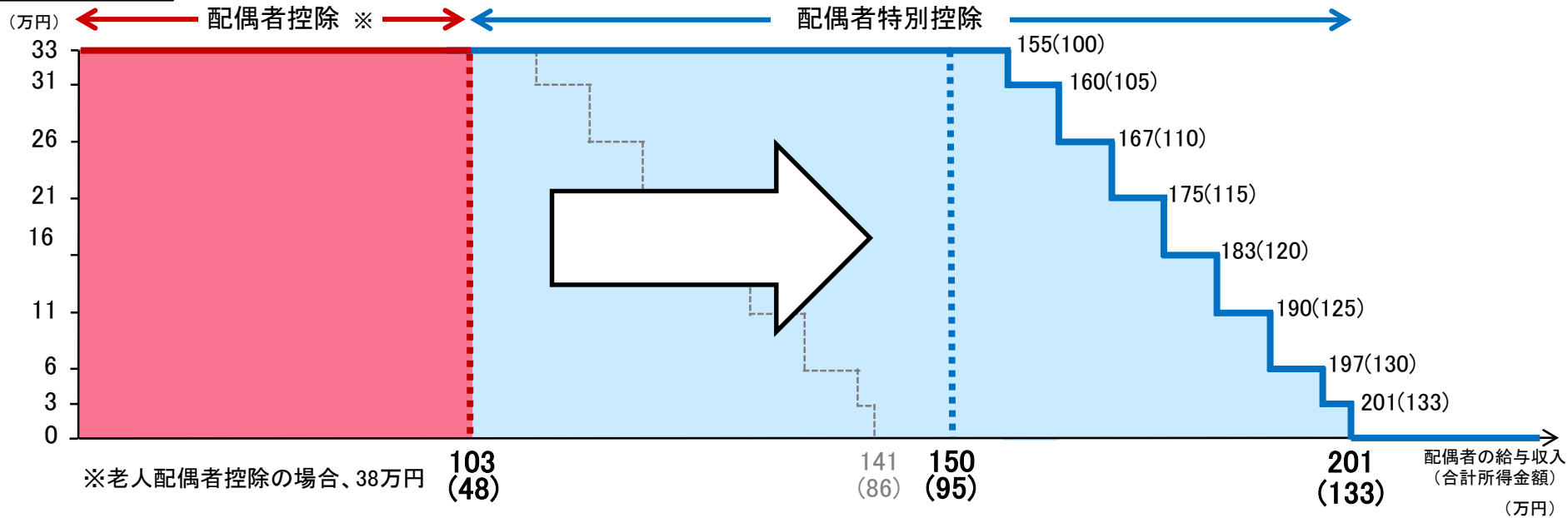


# 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(住民税・平成29年度改正)

○ 働きたい人が就業調整を意識しないで働くことのできる環境作りに寄与する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。

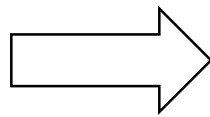
○ 納税者本人の給与収入が1,095万円以下の場合(合計所得金額が900万円以下の場合)

納税者本人の  
受ける控除額



納税者本人の  
所得制限

見直し前: なし  
(配偶者特別控除は、給与1,195万円  
(合計所得金額1,000万円)で消失)



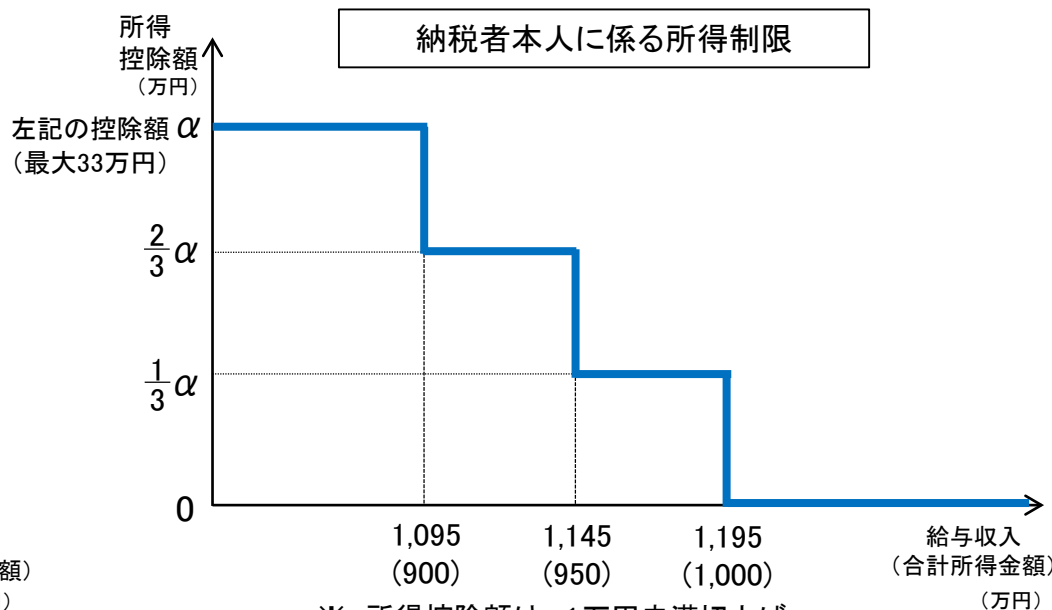
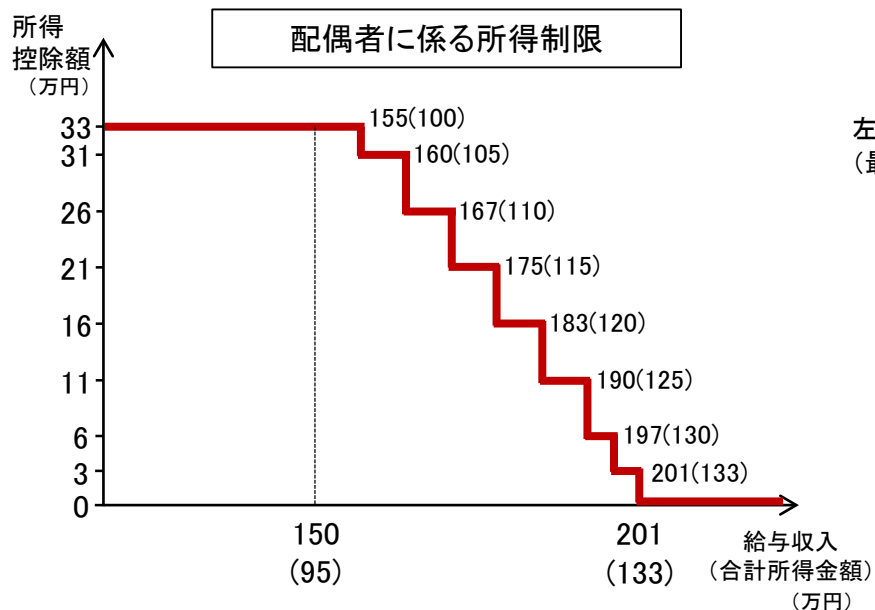
見直し後:  
給与1,095万円(合計所得金額900万円)から逡減開始し、  
給与1,195万円(合計所得金額1,000万円)で消失

(注) 納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,095万円(900万円)超1,195万円(1,000万円)以下の場合でも控除が受けられることとし、控除額が逡減・消失する仕組みとする。具体的には、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,095万円(900万円)以下の場合の「控除額」を、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①1,095～1,145万円(900～950万円)の場合には、その控除額の2/3、②1,145～1,195万円(950～1,000万円)の場合には、その控除額の1/3とし、③1,195万円(1,000万円)を超える場合には消失することとする。(控除額は1万円未満切上げ)

納税者本人の給与収入の計算にあたっては、所得金額調整控除(給与収入が850万円超で、23歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族等を有する者等について適用)の適用がないものとしている。

# 控除額を納税者本人の所得に応じて逡減・消失させていく仕組み（住民税・平成29年度改正）

○ 担税力の調整の必要性の観点から、これらの控除が適用される納税者本人の合計所得金額に所得制限を設ける。



配偶者の給与収入 (合計所得金額)

※ 所得控除額は、1万円未満切上げ

(単位: 万円)

納税者本人の給与収入 (合計所得金額)	配偶者控除※	配偶者特別控除									
	~103 (~48)	~150 (~95)	~155 (~100)	~160 (~105)	~167 (~110)	~175 (~115)	~183 (~120)	~190 (~125)	~197 (~130)	~201 (~133)	201~ (133~)
~1,095 (~900)	33	33	33	31	26	21	16	11	6	3	—
~1,145 (~950)	22	22	22	21	18	14	11	8	4	2	—
~1,195 (~1,000)	11	11	11	11	9	7	6	4	2	1	—
1,195~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入 (合計所得金額) が、①~1,095万円 (~900万円) の場合、控除額38万円、②1,095~1,145万円 (900~950万円) の場合、控除額26万円、③1,145~1,195万円 (950~1,000万円) の場合、控除額13万円、④1,195万円超 (1,000万円超) の場合、適用なし。

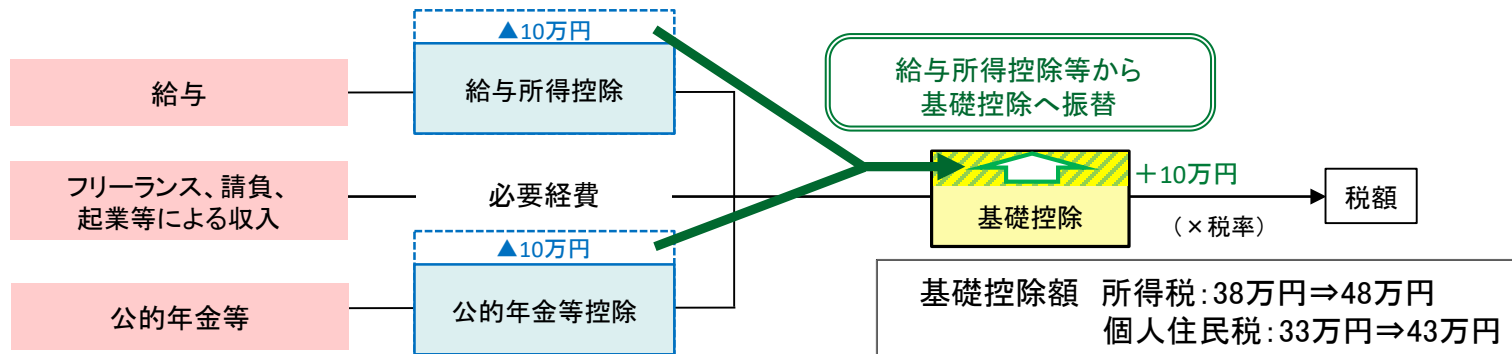
(注) 納税者本人の給与収入の計算にあたっては、所得金額調整控除 (給与収入が850万円超で、23歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族等を有する者等について適用) の適用がないものとしている。

# 個人所得課税の見直し(平成30年度税制改正)

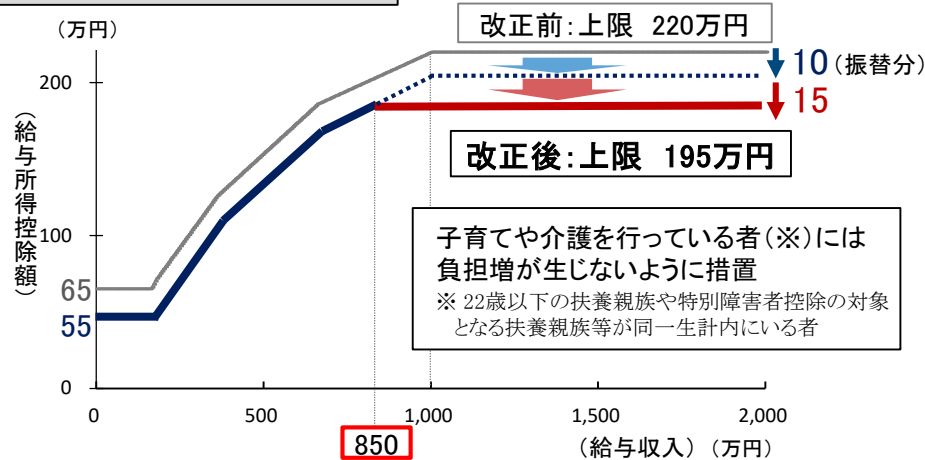
令和2年分の所得税、令和3年度分の個人住民税から適用

- 働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの対応を行う。

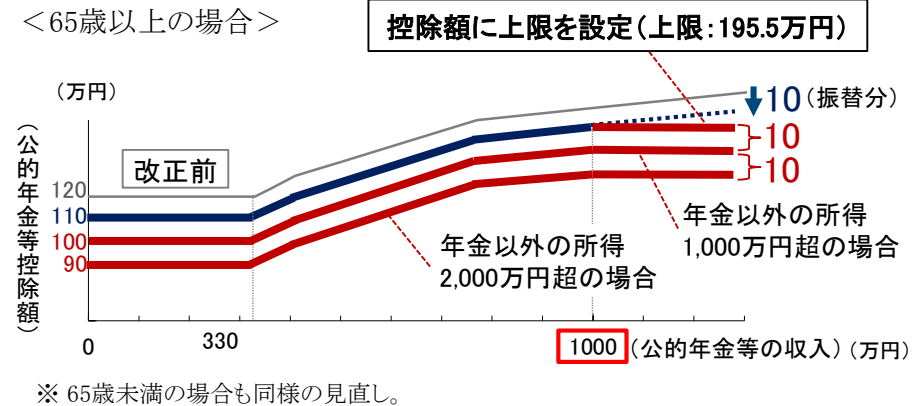
## 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替



## 給与所得控除の見直し



## 公的年金等控除の見直し



## 基礎控除の見直し

- 基礎控除について、合計所得金額2,400万円超から控除額が逡減、2,500万円超から消失する仕組みを設ける。

※「給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替」に伴い、合計所得金額を基準としている配偶者控除における配偶者の所得要件や非課税限度額における基準額等について、給与収入換算で要件等が変わらないよう所要の整備を行う。

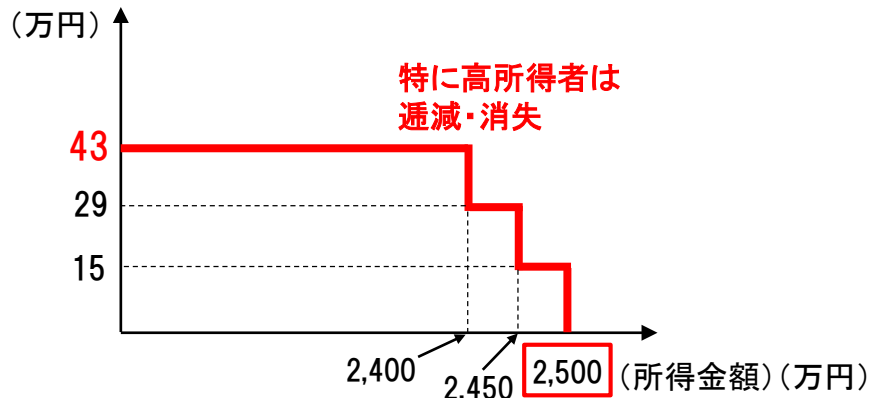
# 基礎控除の見直し(平成30年度改正)

- 生活に十分余裕のある高所得者には措置する必要はないという考えに基づき、**特に高額**の所得がある者に限って控除を**逡減・消失**させる。(英・米も同様の仕組み)

前年の所得割の納税義務者の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

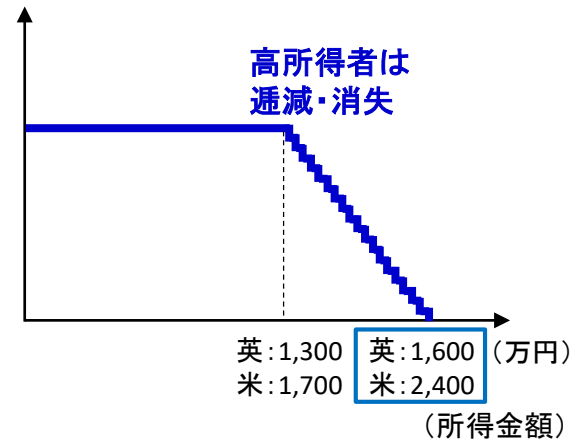
## 見直し後

(控除額)



## 英・米の人的控除

(控除額)



## 調整控除の見直し

- 前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除が消失することに伴い、調整控除を適用しないこととする。

※ 独・仏の人的控除も、高所得者の税負担の軽減額が過大とならないような仕組み

# 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し等(令和2年度改正)

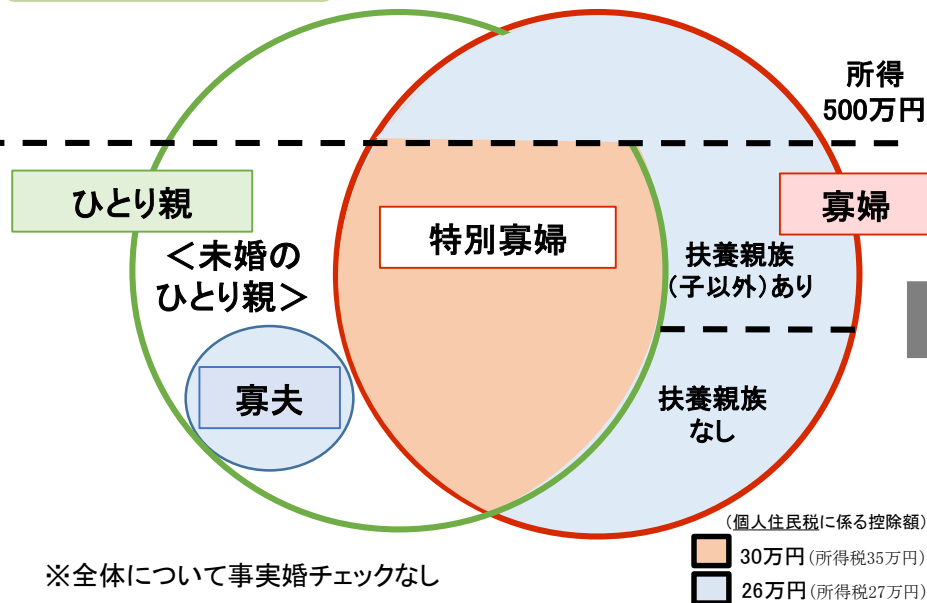
[ 令和2年分以後の所得税、令和3年度分以後の個人住民税について適用 ]

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、以下の改正を行う。

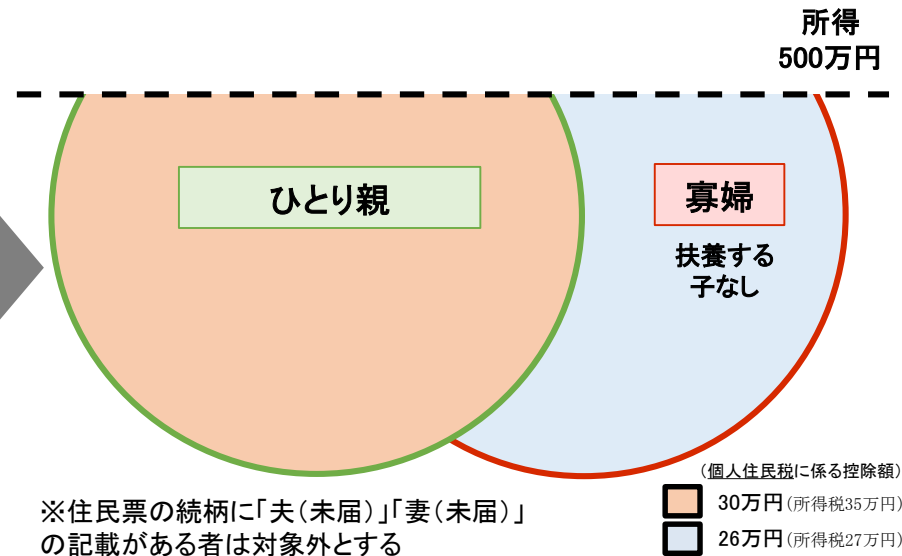
1. **婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用**
2. **上記以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(500万円以下(年収678万円))を設定**

※ 所得500万円(年収678万円)以下の子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性、扶養親族がない死別女性については現状のままとなる。  
 ※ ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。

## 改正前(R2以前)



## 改正後(R3以降)



# ひとり親控除改正前後の所得控除額(住民税)(令和2年度改正)

改正前

〔表中の数字は個人住民税に係る所得控除の額(万円)〕

改正後(令和3年度～)

寡婦(寡夫)控除

配偶関係		死別		離別		
本人所得		～500万	500万～	～500万	500万～	
扶養親族	有	子	30	26	30	26
	有	子以外	26	26	26	26
	無		26	—	—	—

配偶関係		死別		離別		
本人所得		～500万	500万～	～500万	500万～	
扶養親族	有	子	26	—	26	—
	有	子以外	—	—	—	—
	無		—	—	—	—

配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	
本人所得		～500万	500万～	～500万	500万～	～500万円	
扶養親族	有	子	30	—	30	—	30
	有	子以外	26	—	26	—	—
	無		26	—	—	—	—

配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	
本人所得		～500万	500万～	～500万	500万～	～500万円	
扶養親族	有	子	30	—	30	—	30
	有	子以外	—	—	—	—	—
	無		—	—	—	—	—

本人が女性

本人が男性

寡婦控除

ひとり親控除

※合計所得金額500万円＝年収678万円

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする

## 2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

### (1) 個人所得課税における諸控除の見直し

- 我が国の個人所得課税については、年功賃金・終身雇用を核とする日本型雇用システムの下、給与所得者が増加し納税者の大半を占めるに至る中、これまでその負担軽減を行う際には、給与所得控除等の所得計算上の控除に著しく依存した見直しが行われてきた。この結果、諸外国では、総じて言えば負担調整における人的控除の役割が大きいのに対して、我が国では基礎控除等の人的控除の果たす役割が比較的小さなものに止まっている。
- 近年、特定の企業に属さずフリーランスとして業務単位で仕事を請け負うなど働き方の多様化が進展している中、所得の種類ごとに様々な負担調整を行うのではなく、人的な事情に応じた負担調整を行う人的控除の重要性が高まっていると考えられる。このような変化を踏まえ、当調査会は平成27年11月の「論点整理」等において、所得再分配機能の回復を図り、働き方にかかわらず経済力に応じた公平な負担の実現に向け、個人所得課税の諸控除の見直しについての考え方を提示した。
- 平成29年度税制改正で女性の就業促進の観点も踏まえ配偶者控除の見直しが行われたほか、平成30年度税制改正では、フリーランスや起業など様々な形で働く人を支援するため、給与所得控除や公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替える見直しが行われた。あわせて、所得再分配の観点から、所得が一定の額を超える者について基礎控除額及び配偶者控除額等を逡減・消失させるとともに、公的年金等以外に高い所得を得ている者については公的年金等控除の額を引き下げるなど、各種控除の適正化が行われた。

(参考) 平成27年11月の「論点整理」で提示した人的控除の控除方式

- ① 課税所得の一部にゼロ税率を適用することにより税負担を求めないこととする方式
- ② 一定の所得金額に最低税率を乗じた金額を税額から控除することにより税負担を軽減する方式
- ③ 所得控除方式の下において、控除額に一定の上限を設け、所得の増加に応じて控除額を逡減・消失させる方式

- 今後も、働き方の多様化や格差を巡る状況の変化を注視しつつ、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進めることが重要である。その際、収入のあり方の多様化も踏まえ、事業所得等に対する適正・公平な課税を実現するための環境整備についても検討していく必要がある。
- また、個人住民税についても、働き方の多様化等を踏まえ、前述した見直しの方向性に沿った検討を進めていくことが必要である。その際、個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有することや、応益課税としての性格を明確化する観点から比例税率により課税されていることなど、その性格等を踏まえる必要がある。

## (2) 企業年金・個人年金等に関する公平な税制の構築

- 人生100年時代において、働き方やライフコースが多様化しており、全世代型社会保障の構築と合わせて、一人ひとりの個人が老後の生活に備えるための準備を公平に支援するための税制の構築が求められている。我が国においては、これまで企業年金や個人型確定拠出年金(iDeCo)等の私的年金に関する税制が段階的に整備・拡充されてきた中、働き方の違い等によって税制の適用関係が異なることや、各制度それぞれで非課税拠出枠の限度額管理が行われていることといった課題がある。
- 諸外国の例を見ると、企業年金・個人年金等の私的年金が老後の生活の重要な支えになっており、働き方によって税制上の取扱いに大きな違いが生じないように配慮する仕組みも整備されている。例えばイギリスやカナダにおいては、加入している私的年金等の組み合わせにかかわらず同様の非課税拠出を行えるよう、各種私的年金に共通の非課税拠出限度額を設けており、働き方の違い等によって有利・不利が生じないように仕組みとなっている。また、諸外国では、拠出・運用段階は一定の限度額まで非課税としつつ、給付段階においては、我が国のような年金収入に対する大きな控除はなく、基本的に課税とする例が多くなっている。諸外国の個人所得課税における負担調整では、特定の収入にのみ適用される所得計算上の控除ではなく、人的控除の役割が大きいことは、上述のとおりである。



(参考) 諸外国における企業年金・個人年金の非課税拠出限度額

- ・イギリス、カナダでは、非課税拠出限度額について共通枠が設けられており、企業年金、個人年金いずれに拠出した場合でも、非課税にできる拠出額の合計額は一定にされている。
  - ・アメリカでは、企業年金加入者について、個人退職勘定(IRA: Individual Retirement Account)の非課税拠出限度額を所得に応じて逡減させるなど、働き方による差が大きくなるように工夫されている。
  - ・フランスでは、企業年金や自営業者用の私的年金など、制度ごとに非課税拠出限度額が設定されているが、各制度に拠出した金額が個人年金である個人年金貯蓄制度(PERP: Plan d'épargne retraite populaire)の非課税拠出限度額から控除されることで調整がなされている。
- 我が国においても、こうした諸外国の例も参考にしつつ、**働き方の違い等によって有利・不利が生じないような企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いについて検討するとともに、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担のあり方についても検討する必要がある。**
- **退職給付に係る税制についても、給付が一時金払いか年金払いかによって取扱いが大きく異なり、退職給付のあり方に対して中立的ではなく、また、勤続期間が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みが、転職の増加など働き方の多様化を想定していないとの指摘がある。**
- **退職金も含めた賃金形態の多様化や転職機会の増加などが進む中、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについても、働き方やライフコースの多様化を踏まえた丁寧な検討が必要**である。
- こうした課題については、諸外国と我が国では雇用慣行等の経済社会環境や公的年金制度に違いがあることや、企業年金・個人年金等は企業の退職給付のあり方や個人の生活設計にも密接に関係することなどを踏まえ、その検討を丁寧に行い、関係する税制の包括的な見直しを行っていくべきである。
- 上述の企業年金・個人年金等に関する税制のほか、近年、貯蓄・投資等に関する税制も整備・拡充されてきているが、**勤労者財産形成年金貯蓄やNISA(少額投資非課税制度)など様々な制度が並立する中、引出し制限の有無や少額からの積立を促す仕組みの有無など、制度間での差異が存在している。**今後は、一人ひとりのライフプランに応じた積立・分散投資など、**退職後の生活への計画的な準備を適切に支援していく観点から、関連する税制を整理していく必要がある。**その際、利用者の視点に立って、簡素で分かりやすい制度にすることが重要である。
- また、**金融所得については、これまで一体化の取組が進められてきており、他の所得と分離して比例的な税率で課税されている。**今後の課税のあり方については、**勤労所得との間での負担の公平感や所得再分配に配慮する観点から、諸外国の税制も参考にしつつ、総合的に検討していくべきである。**

## 5. 持続可能な地方税財政基盤の構築

- 地方公共団体は、福祉、教育など住民生活に密着した行政サービスを提供し、経済社会の変化に応じて生じる地域社会での様々な課題に対応している。地方税は、地方公共団体が地域の実情に即した行政サービスを提供するために必要な経費を賄うものであり、地域住民がその能力と受益に応じて負担し合うものである。このことから、地方税は、応益性を有し、負担を分かち合うものであること、さらに、地域的な偏在性が小さく、税収が安定したものであることが望ましい。
- **個人住民税は、地域社会の費用について、住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有するとともに、税源の偏在性が小さく、税収の安定性を備えた税**である。また、応益課税としての性格を明確化する観点から比例税率により課税されており、**地方公共団体が提供する福祉等の行政サービスの受益に対する負担として、対応関係が明確に認識できるものである**。こうしたことを踏まえ、**個人住民税については、地方自治を支える基幹税として、今後とも、適切に確保していくことが必要**である。

## 今後の検討課題について

### ○令和3年度与党税制改正大綱(抄)

令和2年12月10日  
自由民主党  
公明党

#### 第三 検討事項

- 1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

## (4) 寄附金税制

## 寄附金控除に関する経緯(概要)

改正年度	内容	適用年度
平成元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金控除の創設</li> <li>・ 控除方式：所得控除</li> <li>・ 適用下限額：10万円</li> <li>・ 寄附金額の上限：総所得金額、山林所得金額、退職所得金額の合計額の25%</li> </ul>	平成2年
平成3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住所地の赤十字社の支部に対する寄附金控除の創設</li> <li>・ 控除方式：所得控除</li> <li>・ 適用下限額：10万円</li> <li>・ 寄附金額の上限：総所得金額、山林所得金額、退職所得金額の合計額の25%</li> </ul>	平成4年
平成5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県、市区町村に対する寄附金控除の創設</li> <li>・ 控除方式：所得控除</li> <li>・ 適用下限額10万円</li> <li>・ 寄附金額の上限：総所得金額、山林所得金額、退職所得金額の合計額の25%</li> </ul>	平成6年
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得税において控除対象となる特定非営利活動に関する寄附金のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県、市区町村が条例において指定するものを追加</li> <li>・ 控除方式を税額控除に変更</li> <li>・ 都道府県、市区町村への寄附金について、特例控除の創設（ふるさと納税）</li> <li>・ 適用下限額を5千円に引下げ</li> <li>・ 寄附金額の上限：総所得金額、山林所得金額、退職所得金額の合計額の30%</li> <li>・ 特例控除額の上限：所得割の10%</li> </ul>	平成21年
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO法人の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県、市区町村が条例において指定するものを追加</li> <li>・ 適用下限額を2千円に引下げ</li> </ul>	平成24年
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例控除額の上限：所得割の20%に引上げ</li> <li>・ 申告の特例手続の創設、申告特例控除の創設</li> </ul>	平成27年
平成31年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふるさと納税指定制度の創設</li> </ul>	平成31年 (令和元年)

# 寄附金税額控除の概要(個人住民税)

## 寄附金税額控除の対象寄附

- 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)  
(平成6年度創設、平成21年度拡充(特例控除額の創設)、平成28年度拡充(特例控除額の上限引上げ)、令和元年度改正において指定制度導入)
- 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 (平成2年度創設)
- 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金 (平成4年度創設)
- 都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金 (平成21年度創設(①)、平成24年度拡充(②))
  - ① 国の控除対象寄附金(国に対する寄附金及び政治活動に関する寄附金を除く。)のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県・市区町村が条例において指定するもの
  - ② NPO法人に対する寄附金のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県・市区町村が条例において個別に指定するもの(平成24年度分の個人住民税(平成23年中の寄附金)から適用)

## 税額控除額

### 〈基本控除額〉

$$\text{寄附金}(\text{※1}) - 2,000\text{円} \times 10\%(\text{※2})$$

### 〈特例控除額(※3)〉

$$\text{寄附金} - 2,000\text{円} \times (100\% - 10\%(\text{基本控除額}) - \text{所得税率}(0 \sim 45\%(\text{※4})))$$

※1 総所得金額等の30%を限度

※2 「都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金」の場合は、次の率により算出

- ・ 都道府県が指定した寄附金は4%
  - ・ 市区町村が指定した寄附金は6%
- 都道府県と市区町村がともに指定した寄附金の場合は10%

※3 ふるさと納税にのみ適用され、個人住民税所得割額の2割を限度

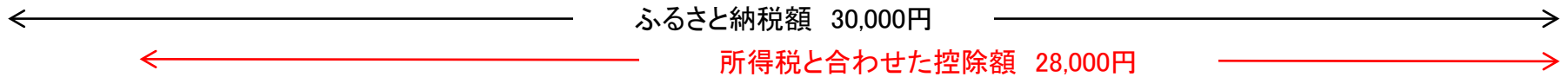
※4 平成26年度から令和20年度については、復興特別所得税を加算した率とする

# ふるさとと納税制度について

ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金)のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額控除。

※ 平成27年度税制改正において、特例控除額の上限を所得割額の1割から2割に引き上げるとともに、ワンストップ特例制度(給与所得者等の寄附者が、確定申告をせずに寄附金税額控除を受けられる仕組み)を創設

## 【控除イメージ(※1)】



適用 下限額	【所得税】 所得控除による軽減(※3)	【個人住民税】 税額控除 (基本分)(※3)	【個人住民税】 税額控除(特例分)
2,000円	(30,000円 - 2,000円) × 20%(※2) = 5,600円	(30,000円 - 2,000円) × 10% = 2,800円	(30,000円 - 2,000円) × (100% - 10% - 20%)(※2) = 19,600円

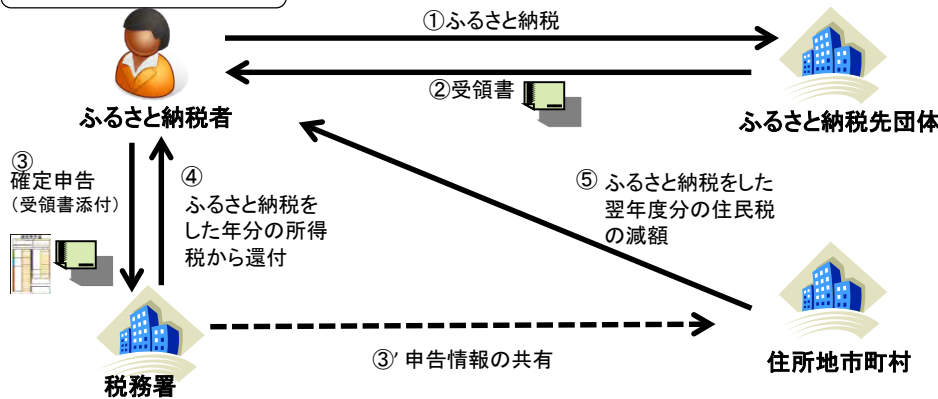
所得割額の2割を限度

※1 年収750万円の給与所得者(夫女子なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。

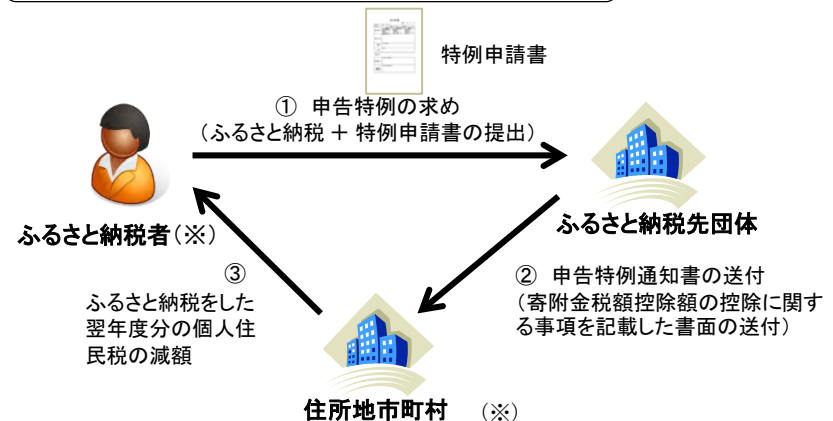
※2 所得税の限界税率であり、年収により0~45%の間で変動する。

※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度である。

## 手続(原則)



## ワンストップ特例が適用される場合



※ 確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設(平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用)

(※)  
・確定申告が不要な給与所得者等が対象  
・5団体以内のふるさと納税の場合

# ふるさと納税制度の見直し(指定制度の導入)について【令和元年6月～】

## 法律改正前

- 地方団体への寄附は、全てふるさと納税の対象
- ・「寄附額－2,000円」(一定の上限あり)を、住民税及び所得税から軽減
- ・実質2,000円の負担で、納税先を選択可能

返礼品競争  
の過熱

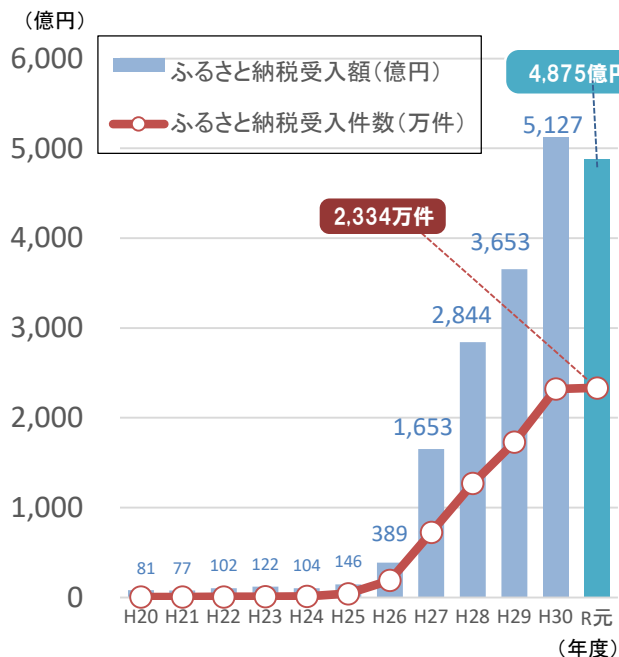
H29、H30の2度にわたる  
総務大臣通知において  
良識ある対応を要請

制度の  
健全な発展を図る必要

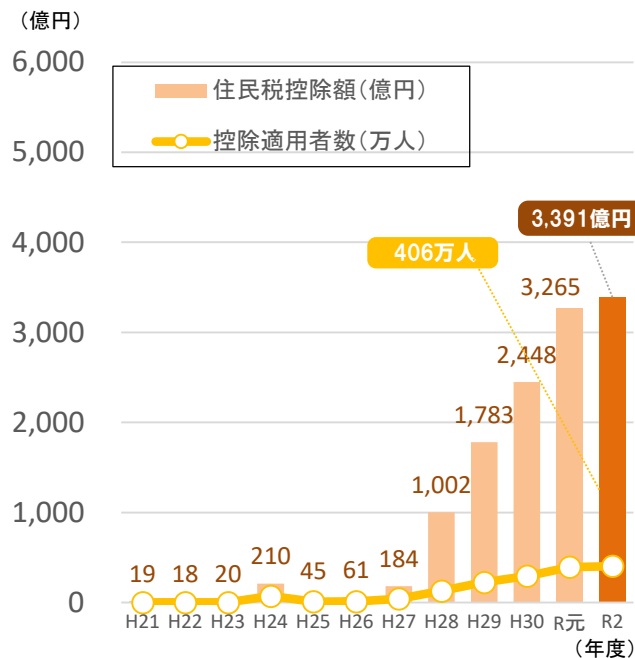
## 法律改正後（令和元年6月1日施行）

- ふるさと納税の対象となる地方団体を  
総務大臣が指定
- 指定を受けない地方団体への寄附金は、  
ふるさと納税の対象外

### ○受入額及び受入件数の推移



### ○住民税控除額及び控除適用者の推移



### ○総務大臣による指定の基準

- 基準① 募集適正基準**
  - ① 制度趣旨に沿った募集の方法
  - ② 経費総額5割以下
- 基準② 返礼割合3割以下基準**
- 基準③ 地場産品基準**

※各地方団体は、指定を受けている期間を通じて各基準に適合した募集を行う必要

⇒ 基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときには、指定を取消し



(寄附金税額控除)

第三十七条の二 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領した当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

3 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、同項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。

全ての地方団体に対する基準

基準① ふるさと納税の募集を適正に実施すること

返礼品の送付を行う地方団体に対する追加の基準

基準② 返礼品は返礼割合3割以下とすること

基準③ 返礼品は地場産品とすること

※以下のいずれにも該当すること

## ① 制度趣旨に沿った募集の方法

- 一 地方団体による第一号寄附金〔都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金〕の募集として次に掲げる取組を行わないこと。
  - イ 特定の者に対して謝金その他の経済的利益の供与を行うことを約して、当該特定の者に寄附者を紹介させる方法その他の不当な方法による募集
  - ロ 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告
  - ハ 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供
  - ニ 当該地方団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品等の提供

## ② 経費総額5割以下

- 二 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第一条の十六第二項に規定する指定対象期間（同条第三項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体にあつては、地方税法施行規則第一条の十六第四項に規定する指定対象期間）において第一号寄附金の募集に要する費用の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。

※以下のいずれかに該当すること

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
  - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
  - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
  - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

# 地方への人の流れと地方税について(経済財政諮問会議での議論)

令和2年10月6日  
経済財政諮問会議  
柳川議員提出資料  
(柳川範之東京大学教授)

令和2年10月23日  
経済財政諮問会議  
民間議員提出資料

新しい流れをつくるための追加改革提案

柳川範之

民間議員ペーパーの議論に加えて、以下の点を提起したい。

## ・オンラインを活用した大学教育改革

オンラインであれば、定員の制約なし入試のあり方を変革可能  
地方においても低所得でも、トップレベルの大学教育を受けるチャンスに  
社会に出て仕事をしてから、大学教育を受ける学び直しができる  
入試の結果ではなく、卒業に意味のある大学へ

## ・大企業の経営陣に「よそ者」「若者」を大幅に参加させる そのための「働き方改革」「コーポレートガバナンス改革」

多様な人材が新たな経営戦略を生む  
そのために、中途採用者・女性・外国人の割合を増やす  
その結果として地方や中小企業へ、大きな人の流れを作り出す

## ・より実態に沿った地方納税のあり方

居住実態を登録・把握することで、それに合った地方納税を可能に  
例えば週末に居住する自治体への部分的な地方税納税はできないか

「新しい人の流れ」の創出で経済に活力を

2020年10月23日

竹森 俊平  
中西 宏明  
新浪 剛史  
柳川 範之

## 2. 早急に取組むべき重点課題

(4) 地方への人の流れを拡大するための受け皿づくり等

### ① デジタル活用を通じた地方の医療・介護・教育サービスの強化

● 地方と都会のデジタル教育格差の是正が不可欠。この1年間の小中高校での利活用状況調査を行い、課題を検証し、教員免許の在り方や現行規制を見直すべき。

● 大学によるリカレント教育の活性化に向けて、オンラインを大胆に可能とするよう単位上限や施設等の基準を見直し、履修しやすい仕組みの構築等を進めるべき。

● オンライン診療の恒久化とともに、マイナンバーカードを活用して一人ひとりが、予防・健康づくりから診療・服薬まで検査情報を含めて、オンライン・デジタルで管理ができるようにして、二地域居住や多地域就業をより利便性が高いものにすべき。

● 二次医療圏を軸にした高度医療体制の強化、社会福祉法人の大規模化やIT基盤活用等を通じた介護サービスの充実、休眠預金の利活用を通じた共助社会の強化を推進すべき。

● 二地域居住を前提とした地方税の在り方、義務教育・高校教育の在り方を検討するなど、人の流れを作り出す自治体を後押しすべき。

令和2年10月23日  
経済財政諮問会議  
武田議員提出資料  
(武田良太総務大臣)

民間議員からの提言に関する考え方

参考資料

**【二地域居住を前提とした地方税の在り方について】**

- 個人住民税の一部を住所地以外の団体に納付する方式について、平成19年度に総務省の研究会で検討したが、「住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない」と結論付けられたことから、寄附金税制を応用する形で「ふるさと納税制度」が創設されている。
  - 多地域居住を行う場合に、この「ふるさと納税制度」を活用することにより、個人住民税の一部を実質的に当該居住先の地方団体に移転させることが可能となっている。
- ※ 個人住民税は、1月1日時点の住所地である地方団体が課税しているが、仮に、居住実態に応じて複数の団体が課税することとした場合、強制性を伴う課税の根拠となる居住実態をどのように正確に把握するのか、市町村の課税実務が極めて複雑となる、特別徴収を行う企業の負担が増えるといった課題がある。また、複数の住所を認定することとした場合には、税のみならず、住民票や選挙など様々な制度との関係についても慎重な議論が必要。

## (参考)平成19年度(ふるさと納税創設時)の整理

### 「ふるさと納税研究会報告書」(平成19年10月)

総括(本文・抄)

2. わかりやすく、使いやすい仕組みを目指して

(2) 寄附金税制の進化

「ふるさと納税」をあくまで「税」の分割として考えると、そこには多くの理論的、制度的障害が横たわる。税は法律によって徴税当局に課税権が保障されるが、居住地以外の地方団体に強制性を伴う課税権を認めることは難しく、また、個人住民税として考える場合、受益と負担の原則に反するなど理論的に困難な問題ある。

本論(ポイント・抄)

2. 「税」を分割する方式の可能性

○ 「税」を分割する仕組みではなく、「寄附金」税制による。

(1) 受益と負担

- ・ 受益関係がなければ、課税権を法的に根拠付けることはできない。

(2) 課税権

- ・ 条例の効力及び範囲との関係からも、住所地以外の地方団体に住民税の課税権を認めることはできない。

(3) 租税の強制性

- ・ 租税の強制性の観点から、納付先の選択を可能とする仕組みは「税」とは相容れない。

(4) 住民間の公平性

- ・ 政策の合理性及び措置の有効性を勘案した公平性の侵害の程度が一定の範囲にとどまれば許容される。
- ・ 「税」に分類する方式をとる場合に固有の問題ではないが、「寄附金」税制を応用する場合にも考慮することが必要。

(5) 「寄附金」税制を応用する可能性

- ・ 「寄附金」税制を応用する方式をとれば、(1)～(3)の論点はクリアされる。
- ・ (4)の論点は、「寄附金」税制の上限額において考慮すべき問題。

## (5) 金融所得課税

## 金融所得課税の改正経緯(概要)

改正年度	改正内容	適用年(年度)
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式譲渡益について申告分離課税への一本化(源泉分離選択課税制度の廃止)</li> </ul>	平成15年
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>道府県民税配当割・株式等譲渡所得割(申告不要制度)の創設、軽減税率(所得税:7%、住民税:3%)の適用</li> </ul>	平成16年
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場株式等の配当等に係る申告分離課税制度の創設</li> </ul>	平成20年 (平成21年度)
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>道府県民税配当割・株式等譲渡所得割の軽減税率の廃止</li> <li>NISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の創設</li> <li>損益通算範囲の拡大(特定公社債等)</li> </ul>	平成26年 " 平成28年
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジュニアNISAの創設</li> </ul>	平成28年
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>つみたてNISAの創設</li> </ul>	平成30年
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>NISAの見直し・延長</li> </ul>	令和6年



## 主な個人向け金融商品に対する課税方式 [概要]

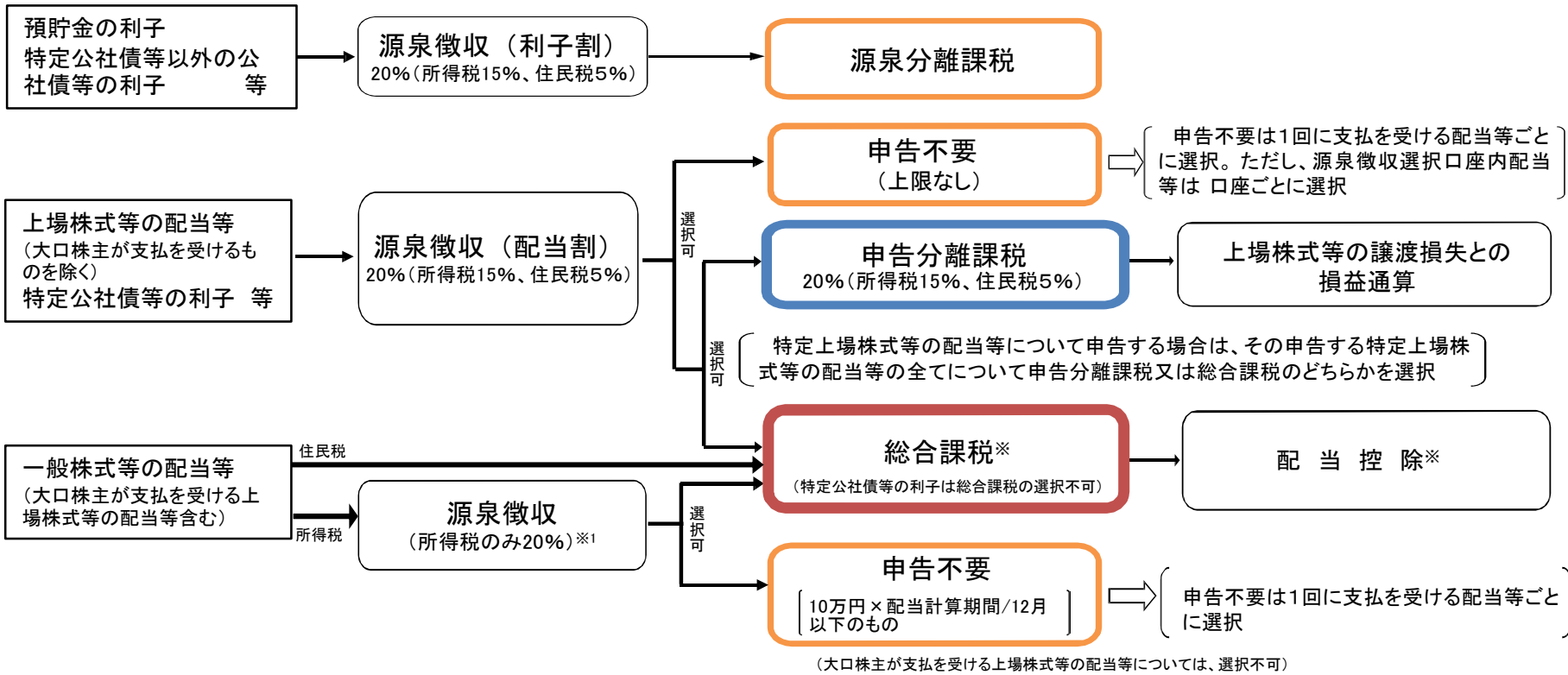
	所得の種類	課税方式	源泉徴収税率 (国税+地方税)
上場株式の配当(大口以外) 公募株式投資信託の収益分配金	配当所得	次のいずれかの選択 ・申告不要 ・総合課税 ・申告分離課税	20%
上場株式の譲渡益 公募株式投資信託の譲渡益	譲渡所得	申告不要 又は 申告分離課税	20%
預貯金の利子 公社債の利子 公社債投資信託の収益分配金	利子所得	源泉分離課税※1 ・特定公社債の利子等について ⇒ 申告不要又は申告分離課税	20%
割引債の償還差益	譲渡所得	申告不要又は申告分離課税※2	・特定口座外の割引債の償還差益について ⇒ 20%
公社債の譲渡益 公社債投資信託の譲渡益	譲渡所得	・特定公社債等の譲渡益について ⇒ 申告不要又は申告分離課税 ・一般公社債等の譲渡益について ⇒ 申告分離課税	・特定公社債等の譲渡益について ⇒ 20%

※1同族会社が発行した社債の利子等でその同族会社の役員等が支払を受けるものは総合課税の対象。

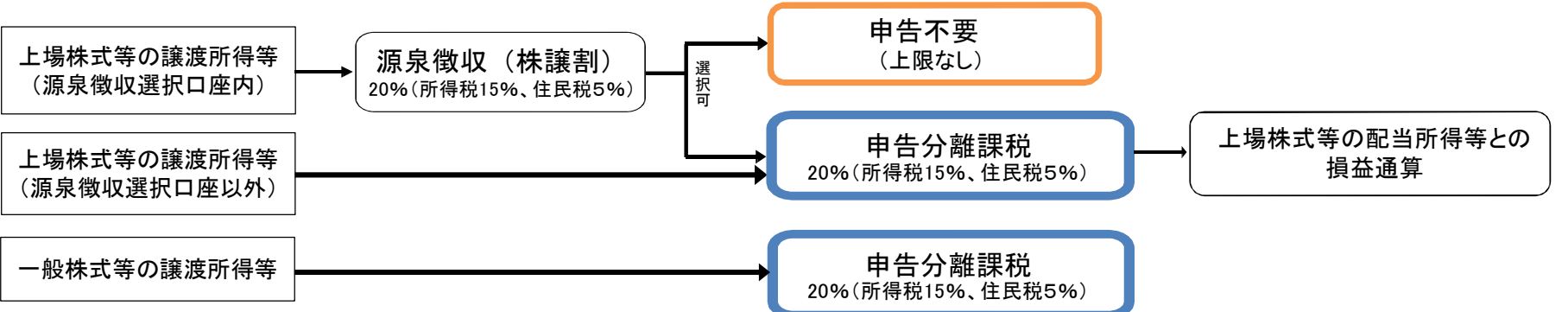
※2同族会社が発行した割引債の償還差益でその同族会社の同族株主等が支払を受けるものは総合課税の対象。

# 課税方法(イメージ)

利  
子  
・  
配  
当



譲  
渡  
損  
益

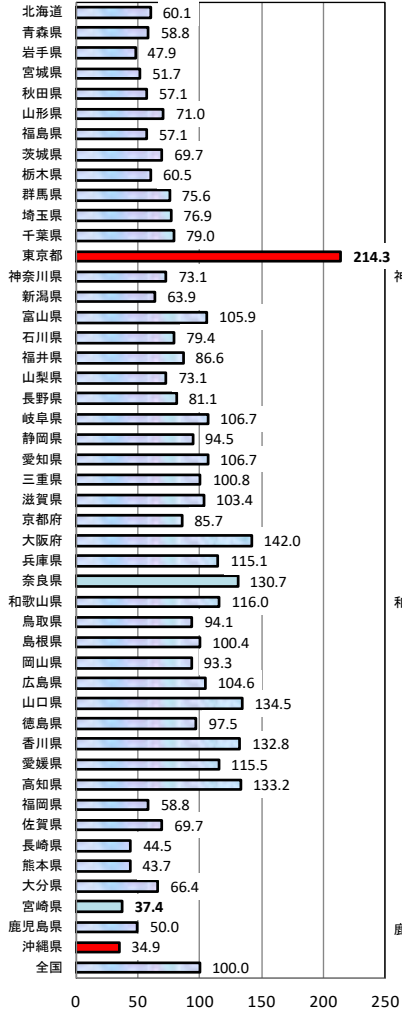


(注1)「大口株主が支払を受ける上場配当等」とは、株式等の保有割合が発行済株式又は出資の総数又は総額の3%以上である者が支払を受ける配当等をいう。  
 (注2)特定上場株式等の配当等とは、①上場株式等の配当等又は利子等、②公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配、③特定投資法人の投資口の配当等をいう。  
 (※)上場株式等以外の配当等(大口株主が支払を受ける上場株式等の配当等含む)について、所得税においては、源泉徴収(20%)され、その後申告することで総合課税の上、配当控除が適用される。一方、住民税においては、源泉徴収制度は設けられておらず、総合課税(10%)の上、配当控除が適用されることとなる。

# 個人住民税における人口一人当たりの税収額の指数(令和元年度決算額)

## 利子割

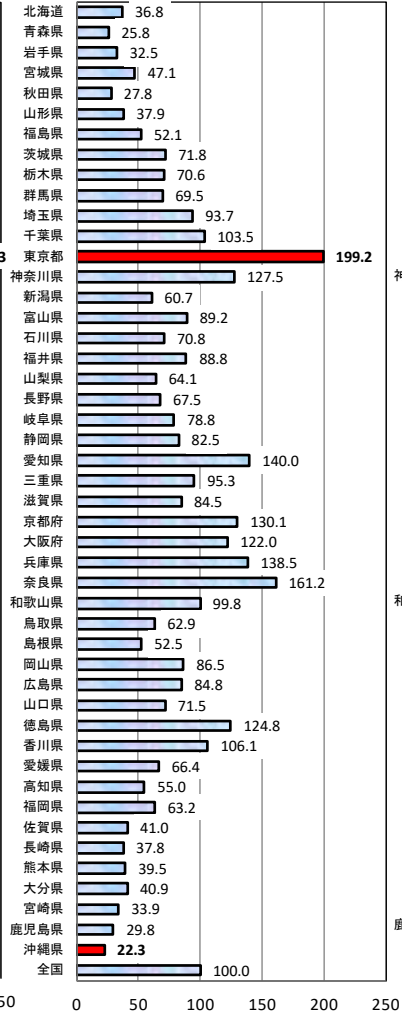
最大/最小: 6.1倍



303億円

## 配当割

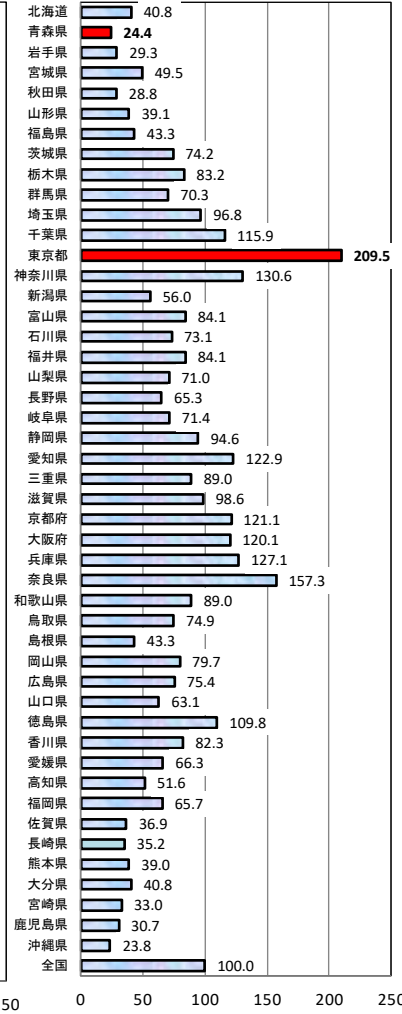
最大/最小: 8.9倍



1,670億円

## 株式等譲渡所得割

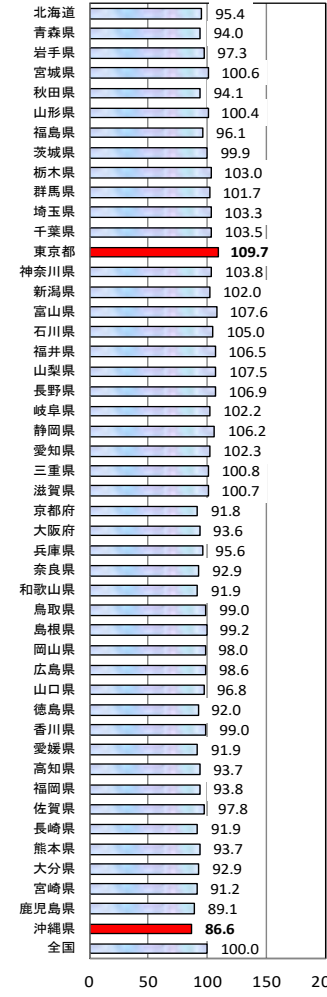
最大/最小: 8.8倍



984億円

## 均等割

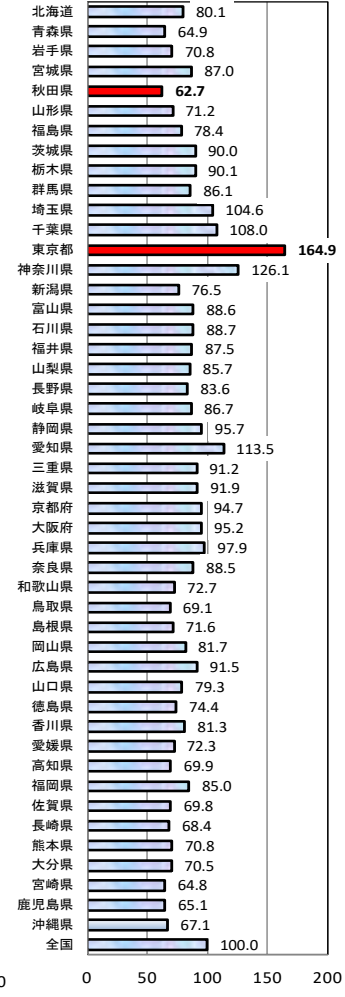
最大/最小: 1.3倍



3,194億円

## 所得割

最大/最小: 2.6倍



125,203億円

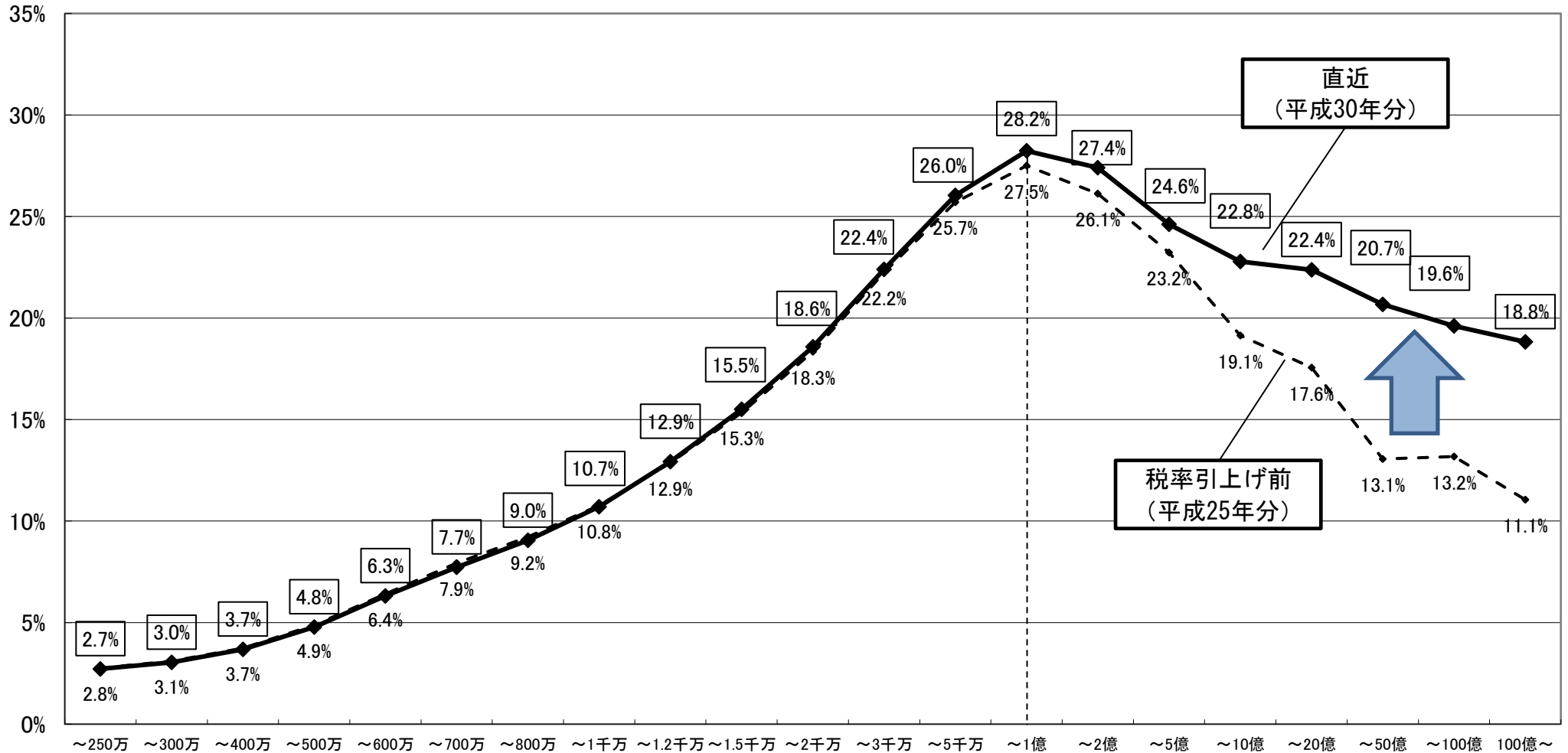
※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

※ 令和元年度の決算額をもとに作成

# 申告納税者の所得税負担率

財務省作成資料

- 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。
- 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%（所得税：15%、住民税：5%）の税率が適用されている。



(備考) 各年分の国税庁「申告所得税標本調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。

(合計所得金額：円)

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。

また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。

# 平成14年度税制改正＜株式譲渡益について申告分離課税への一本化＞

## 【改正内容】

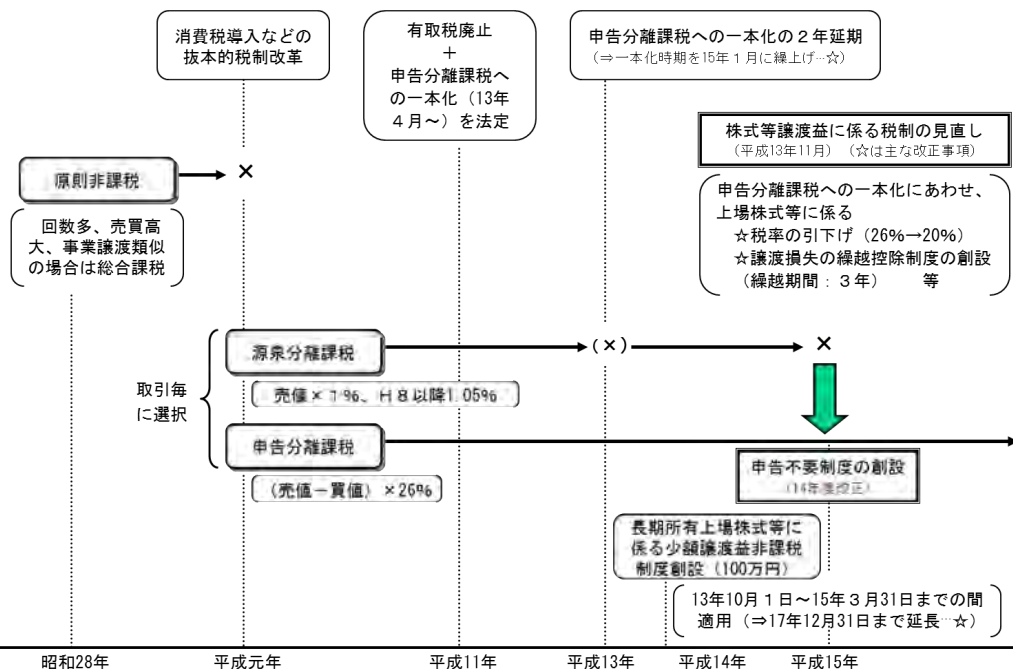
### ＜平成13年秋＞

- 株式譲渡益課税について、申告分離課税への一本化（源泉分離選択課税制度の廃止）  
 ※申告分離課税への一本化については、平成11年度税制改正において、平成13年4月からの実施が法定されていたが、平成13年度税制改正において、2年間延期されていた。
- 上場株式等を譲渡した場合の軽減税率の特例の創設（所得税15%、個人住民税5%）、長期所有上場株式等を譲渡した場合の暫定税率の特例の創設（所得税：7%、個人住民税3%）
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の創設

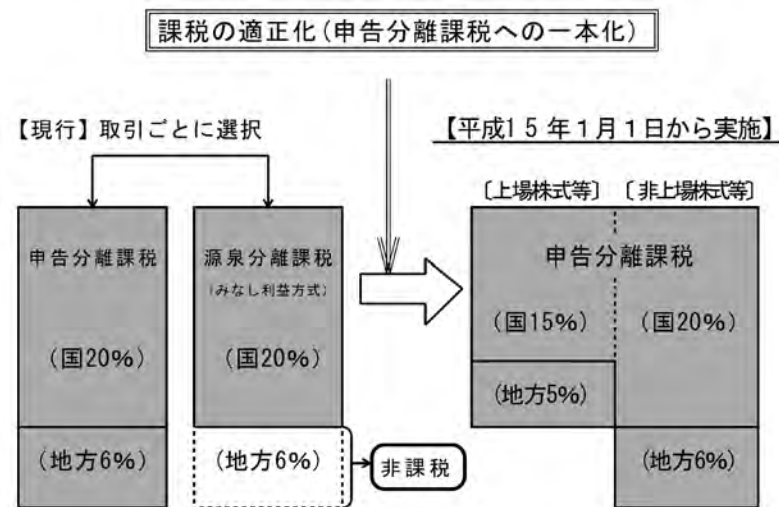
### ＜平成14年度税制改正＞

- 特定口座制度の創設、特定口座（源泉徴収選択）における源泉徴収（所得税15%）及び申告不要制度の創設

## ○株式等譲渡益課税の適正化の経緯（平成14年度税制改正）



## ○株式等譲渡益課税の適正化



# 平成15年度税制改正＜上場株式等の配当や譲渡益等への源泉徴収(申告不要)制度の導入＞

## 【改正内容】

- 上場株式等の配当や譲渡益等について、源泉徴収(所得税15%、個人住民税5%)のみで納税が完了する仕組み(申告不要制度)を導入。
- 上記について、5年間の優遇税率(所得税7%、個人住民税3%)の特例を創設。

## 改正地方税制詳解(平成15年)

従来の金融・証券税制に対し、個人投資家の間には、「新証券税制が複雑で分かりにくい」ということのほか、「税務当局に関わりたくない」という不満があった。(略)小泉内閣総理大臣が当面の経済財政運営についての談話の中で「特に貯蓄から投資への改革のため、国民にわかりやすい簡素な金融・証券税制を構築する等、税制面の改革を推進します。」と述べる等、政府内においても金融・証券税制について「貯蓄から投資へ」との課題への対応や簡素化が強く要請された。こうした中で配当課税及び株式譲渡益課税について、預貯金並の手軽さで株式投資ができる税制とすることが求められたところである。

平成15年度税制改正においては、こうした状況の下で、将来の利子・配当・株式譲渡益に対する課税の一体化を視野に入れ、金融商品間の中立性の確保と課税の簡素化が重要な政策課題となっていることから、上場株式等の配当、公募株式投資信託の収益分配金、上場株式等の譲渡益について一律20%(国税15%、地方税5%)の源泉徴収のみで納税が完了する仕組み(申告不要)を導入することとされた。

さらに、「貯蓄から投資へ」との現下の政策課題に対応し、個人投資家の積極的な市場参加を促す観点から、これらの所得について今後5年間は10%(国税7%、地方税3%)の優遇税率を適用することとされた。

また、これらの所得について申告不要とし、納税義務者は、源泉徴収のみで課税関係を完了させるか、又は、申告して配当控除や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、各種の所得控除や税額控除の適用を受けること等により税負担の軽減するか、いずれかを選択することができることとされた。

	15.1	16.1	20.1	
上場株式等の譲渡益	源泉分離課税 or 申告分離課税(26%)	10% 住民税:3%の賦課決定 所得税:7%の源泉徴収 (申告不要) (注)	10%の源泉徴収(申告不要) (住民税:3%、所得税:7%)	20%の源泉徴収(申告不要) (住民税:5%、所得税:15%)
	※ 15年1月以降は特定口座(源泉徴収口座)を利用		(注) 15年1~3月は15%で源泉徴収した上で年末調整を行う	
	15.4	16.1	20.4	
上場株式等の配当(大口以外)	原則総合課税	10%の源泉徴収(申告不要) (住民税:非課税、所得税:10%)	10%の源泉徴収(申告不要) (住民税:3%、所得税:7%)	20%の源泉徴収(申告不要) (住民税:5%、所得税:15%)
	(注) 総合課税(配当控除適用)の選択可			

# 平成25年度税制改正＜金融所得課税の一体化の拡充等＞

## 【改正内容】

- NISA制度の創設 ※上場株式に係る10%の優遇税率の特例は、平成25年12月31日をもって廃止。
- 金融所得課税の一体化を拡充
- 法人に係る利子割の廃止

## 平成25年度与党税制改正大綱

### 第一 平成25年度税制改正の基本的考え方

#### 1 成長による富の創出に向けた税制措置

##### (4) その他

家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大することが課題であり、このため、従来の仕組みを大幅に拡充し10年間、500万円の非課税投資を可能とする日本版ISA(少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の創設及び金融所得課税の一体化の拡充(公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大等)を行う。

税制抜本改革法(抄)

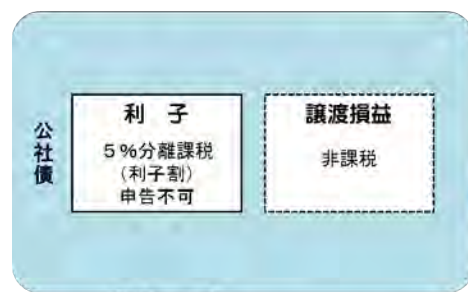
#### 第7条

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

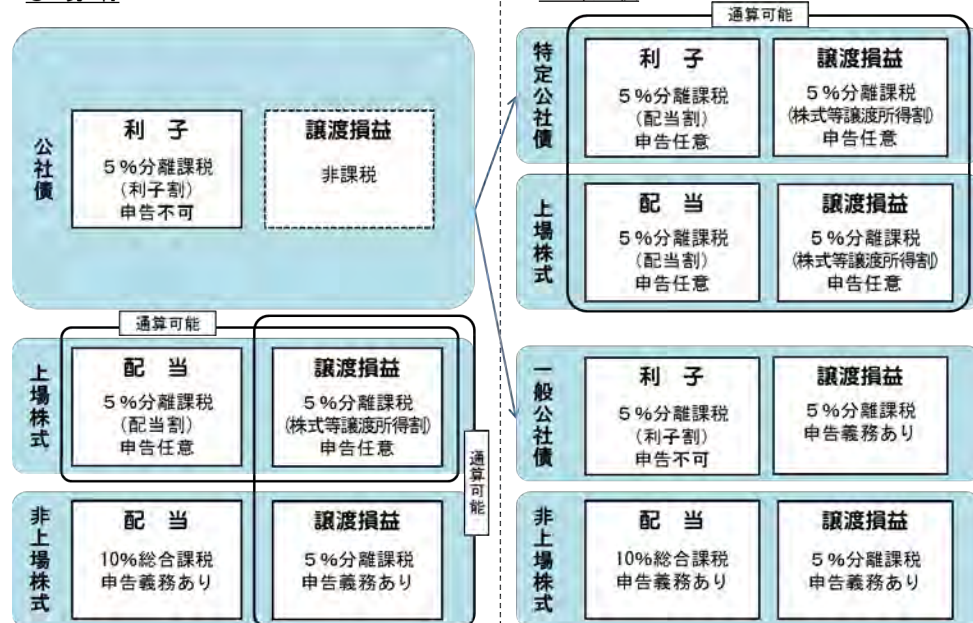
イ 金融所得課税については、平成二十六年一月から所得税並びに個人の道府県民税及び市町村民税(二において「個人住民税」という。)をあわせて百分の二十の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、平成二十四年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。

## ○ 金融商品に係る損益通算範囲の拡大

○ 現行



○ 改正後



## ○令和3年度与党税制改正大綱(抄)

令和2年12月10日  
自由民主党  
公明党

### 第三 検討事項

- 2 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所における個人投資家の取引状況等も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、時価評価課税の有効性や課題を始めとして多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある具体的方策を含め、関係者の理解を得つつ、早期に検討する。

## ○経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方(抄)

令和元年9月  
税制調査会

### 2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

#### (2) 企業年金・個人年金等に関する公平な税制の構築

また、金融所得については、これまで一体化の取組が進められてきており、他の所得と分離して比例的な税率で課税されている。今後の課税のあり方については、勤労所得との間での負担の公平感や所得再分配に配慮する観点から、諸外国の税制も参考にしつつ、総合的に検討していくべきである。